

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

第 1 章 総 則

< 目 次 >

第1章	総則	第1節 計画の趣旨.....	1
		第1 計画の目的.....	1
		第2 計画の基本的な考え方.....	1
		第3 計画の性格と役割.....	1
		第4 計画の修正.....	2
第2章	災害予防	第2節 防災ビジョン.....	3
		第1 計画の理念.....	3
		第2 目標と施策.....	4
		第3節 市、関係機関、住民等の役割.....	7
		第1 市及び関係機関の役割.....	7
		第2 住民等の役割.....	18
第3章	風水害応急	第4節 市の概況.....	22
		第1 自然条件.....	22
		第2 社会条件.....	26
		第3 災害履歴.....	28
		第4 被害想定.....	37
		第6 災害危険箇所.....	50

第4章 地震・津波災害応急

第5章 雪害・大規模事故等災害応急

第6章 災害復旧・復興

第 1 節 計画の趣旨

第 1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第42条の規定に基づき、豊岡市の地域に係る災害対策全般に関し、次の事項を定めることにより、総合的かつ計画的な防災・減災行政の推進を図り、自助、共助、公助が一体となって、災害に立ち向かう社会の構築を目指すことにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

- (1) 豊岡市域を管轄する指定地方行政機関、自衛隊、兵庫県、市、指定公共機関、指定地方公共機関等の処理すべき事務又は業務の大綱
- (2) 豊岡市域の公共的団体、防災上重要な施設の管理者、住民、事業者等の責務
- (3) 防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練等の災害予防に関する計画
- (4) 災害情報の収集・伝達、避難、消防、水防、救難、救助、衛生等の災害応急対策に関する計画
- (5) 公共土木施設復旧等災害復旧に関する計画
- (6) 復旧・復興本部の設置等災害復旧・復興に関する計画

第 2 計画の基本的な考え方

- (1) 減災対策の推進
たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本方針として、災害への対応力を高めていく。
- (2) 関係機関、地域、住民の力を結集した防災・減災対策の推進
大規模災害時には、関係機関の対応力を超えることが予想されることから、住民一人ひとり、地域における災害対応力を高め、関係機関と連携した防災、減災対策を進める。
- (3) 多様な主体の参画による防災・減災対策の推進
各種計画策定や予防対策、応急対策、復旧復興対策など災害対策のあらゆる場・組織において、女性の視点からの災害対応が行われることや障害者、高齢者等の避難行動要支援者の参画等を促進し、様々なニーズに対応できるきめの細かい防災・減災対策を進める。

第 3 計画の性格と役割

- (1) この計画は、風水害、地震災害、雪害・大規模事故災害等に関して、市その他の関係機関、関係団体及び住民の役割、責任、業務等についての基本的な指針を示す。
- (2) この計画は、次のような役割を担う。
ア 市各部、各関係機関においては、この計画の推進のための細目等の作成及び災

第1章 総則	第2章 災害予防	第3章 風水害応急	第4章 地震・津波災害応急	第5章 雪害・大規模事故等災害応急	第6章 災害復旧・復興
-----------	-------------	--------------	------------------	----------------------	----------------

第1節 計画の趣旨

害対策の立案、実施にあたっての指針となること。

イ 関係団体や住民においては、防災・減災意識を高め、自発的な防災・減災活動を行う際の参考となること。

(3) この計画は、防災に関する諸般の状況の変化に対応するため、必要に応じて見直し、修正を加える。

第4 計画の修正

各関係機関は、本計画を、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは、防災会議（事務局：豊岡市危機管理部危機管理課）の了承を得て修正するとともに、県知事へ報告する。

なお、修正にあたり、必要な事項がある場合は、あらかじめ知事へ相談するものとする。

市及び関係機関は、自己の所掌する事項について検討し、必要がある場合は、修正内容を防災会議に提出する。また、会長は修正後にその要旨を公表する。

ただし、軽易な修正事項等は会長が修正し、防災会議に報告するものとする。

第1章 総則

第2章 災害予防

第3章 風水害応急

第4章 地震・津波災害応急

第5章 雪害・大規模事故等災害応急

第6章 災害復旧・復興

第2節 防災ビジョン

第1 計画の理念

「みんなの力で命と暮らしを守る」

平成16年(2004年)の台風23号をはじめとする過去の災害の教訓を踏まえ、「みんなの力で命と暮らしを守る」ことを理念とし、力を結集して災害にひるまない豊岡市を創りあげるため、基本的指針として次の3つを掲げる。

1 災害リアリズムに徹する

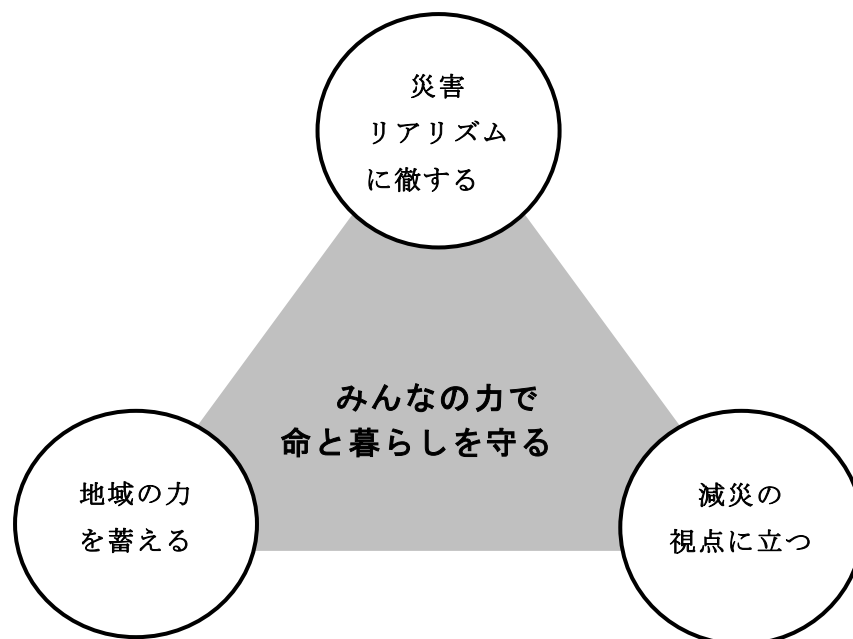
①災害は必ずやってくる。②災害は明日にもやってくる。③災害に対しては（行政、地域、住民に）それぞれ限界がある。この現実をみつめ、豊岡市で発生しうる災害は何か、災害が発生したらどのような事態になりうるか、何ができるか、どのように行動すべきか、またどのような備えが必要かを具体的にイメージする。

2 減災の視点に立つ

災害を防ぎ、被害をゼロにすることは困難である。したがって被害を小さくする対策（＝減災）を考え方の根幹とする。

3 地域の力を蓄える

大きな災害により、関係機関の対応能力を超えてしまう事態を想定し、災害対応を決して人任せにするのではなく、住民一人ひとり、自治組織等が身の安全を第一としつつも積極的に災害に対処することを原則とし、地域の力を蓄えるとともに関係機関との連携を図っていく。



第2節 防災ビジョン

第2 目標と施策

基本理念を具体化するために必要な防災施策として、大きく次の6項目を掲げ、基本目標を示す。

1 災害リアリズムの徹底

関係機関、住民は、冷静に現実を見つめ、自らの責務を果たす。

関連項目	
災害予防計画	災害応急対策計画、災害復旧・復興計画
○災害リアリズムの徹底 ○減災マネジメント	

2 災害応急対策に係る備えの充実

関係機関、住民は、「リアリズム」に徹して「減災の視点」のもと、災害応急対策を有効に展開するために必要な計画、体制、資機材等の備えを充実させる。

関連項目	
災害予防計画	災害応急対策計画、災害復旧・復興計画
○組織体制の整備 ○研修、訓練 ○相互応援体制の確立 ○災害対策拠点の整備・運用 ○情報通信機器・設備の整備・運用 ○防災拠点の整備 ○火災予防対策の推進 ○防災資機材の整備 ○災害救急医療システムの整備 ○緊急輸送体制の整備 ○避難対策の充実 ○備蓄体制等の整備 ○住宅対策の整備 ○避難行動要支援者支援対策の強化 ○災害廃棄物処理体制の整備 ○災害ボランティア活動の支援体制の整備 ○水防対策の充実 ○土砂災害対策の充実 ○津波・高潮対策の充実 ○地区の孤立に備えた対策の推進 ○業務継続計画の策定	【災害応急対策計画】 ○組織の設置 ○配備、動員 ○情報の収集・伝達及び報告 ○関係機関との連携 ○災害救助法の適用 ○水防活動の実施 ○救助・救急・医療対策の実施 ○交通・輸送対策の実施 ○避難対策の実施 ○住宅の確保 ○食料・飲料水及び物資の供給 ○保健衛生、感染症対策、遺体の埋火葬の実施 ○生活救援対策の実施 ○要配慮者支援対策の実施 ○愛玩動物の収容対策の実施 ○災害情報等の提供と相談活動の実施 ○廃棄物対策の実施 ○環境対策の実施 ○災害ボランティアの要請・受入 ○交通・輸送施設の応急対策の実施 ○ライフラインの応急対策の実施 ○教育対策の実施 ○警備対策の実施 ○旅客・帰宅困難者対策の実施 ○農林水産関係対策の実施 ○公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策の実施 (○東海地震関連情報発表時の対応)

関連項目	
災害予防計画	災害応急対策計画、災害復旧・復興計画
	【災害復旧・復興計画】 ○災害復旧・復興組織の設置 ○生活再建支援 ○災害義援金の募集等 ○災害復旧事業 ○住宅の復旧 ○復興計画の策定

※（ ）付きは地震・津波応急対策計画に定める事項

3 地域防災・減災力の向上

住民、自治組織、企業等は、「災害は必ずやってくる」、「災害は明日にもやってくる」という現実及び「減災の視点」に立ち、まさかの事態を想定した日頃の準備を進め、意識の啓発、教育・訓練を充実する。

関連項目	
災害予防計画	災害応急対策計画、災害復旧・復興計画
○地域力の充実 ○防災・減災に関する学習等の充実 ○自主防災組織の強化 ○企業等の地域防災活動への参画促進 ○地区防災計画の策定	

4 地域減災基盤の整備

「減災の視点」に立った都市構造の整備、強化を進める。

関連項目	
災害予防計画	災害応急対策計画、災害復旧・復興計画
○都市の防災構造の強化 ○建築物等の耐震性の確保 ○水害防止施設等の整備 ○地盤災害の防止施設等の整備 ○交通関係施設の整備 ○ライフライン関係施設の整備	

5 災害文化の伝承

平成16年台風23号災害をはじめとする過去の災害の教訓を今後の災害対策に活かすため、教訓を風化させない継続的な取組みを進める。

関連項目	
災害予防計画	災害応急対策計画、災害復旧・復興計画
○災害文化の伝承	

第2節 防災ビジョン

第1章 総則

6 その他災害予防対策

関係機関や住民は、「災害は必ずやってくる」、「災害は明日にもやってくる」という現実を直視するとともに、「減災の視点」に立ち、雪崩、危険物等施設、交通施設、雑踏、海上等における突発性の重大事故の発生を予防し、災害応急対策を円滑に展開するための備えを充実する。

関連項目	
災害予防計画	災害応急対策計画、災害復旧・復興計画
○雪害予防対策の充実 ○危険物等事故予防対策の充実 ○大規模事故災害予防対策の充実 ○原子力等事故災害予防対策の充実 ○海上災害予防対策の充実	○雪害応急対策 ○大規模火災・危険物事故災害応急対策 ○航空機・鉄道・道路事故災害応急対策 ○原子力事故災害応急対策 ○海上事故災害応急対策

第3章 風水害応急

第4章 地震・津波災害応急

第5章 雪害・大規模事故等災害応急

第6章 災害復旧・復興

第3節 市、関係機関、住民等の役割

市、豊岡市域を所管する関係機関及び市内の住民・事業所等は、主に次の役割を担うこととする。ただし、振興局においては主に初動時の業務を担うこととする。

第1 市及び関係機関の役割

1 豊岡市

【災害対策部】 【地域本部】	予防	警戒	応急	復旧	復興	業務大綱
【本部事務局】 危機管理部 危機管理課 DX推進部 経営企画課 行政管理部 秘書広報課、財政課、資産活用課 【地域本部事務局】 地域振興課総務係	●					○災害リアリズムの徹底の普及・啓発 ○減災マネジメントの統括 ○防災会議の運営 ○組織体制の整備 ○防災研修、訓練の実施 ○防災拠点の整備、防災資機材、緊急物資の調達 ○緊急輸送体制の整備 ○避難場所の整備 ○災害ボランティアの育成支援 ○津波対策の推進 ○地域防災力の向上促進
		●	●	●	●	○災害対策組織、本部の確立、運営 ○災害対策の総合調整 ○非常通信の統制、管理 ○緊急放送（避難勧告等） ○災害情報、災害救助法事務の統括 ○各部、関係機関への情報、指示等の伝達 ○県等への災害報告 ○自衛隊の災害派遣要請
【調査部】 市民部 税務課、観光文化部 観光政策課、新文化会館整備推進室 コウノトリ共生部 環境経済課 【地域調査・衛生部】 市民福祉課			●	●		○家屋被害調査、り災証明の発行
【支援部】 総務部 総務課、人事課 会計課 DX推進部 DX行財政改革推進課 【地域本部事務局】 地域振興課総務係		●	●	●	●	○本部事務局活動等の支援
			●	●		○県、他市町等への応援要請
			●	●		○災害派遣の受入、調整
			●	●		○災害ボランティアセンターの設置、運営協力 ○各種データ作成、管理及び情報処理、災害救助法申請基礎資料の収集
			●	●	●	○義援金配分に関する委員会の設置、運営 ○義援金の募集・受付、保管および配分
			●	●		○緊急輸送車両、船艇の調達、運行管理

第1章
総則第2章
災害予防第3章
風水害応急第4章
地震・津波災害応急第5章
雷害・大規模事故等災害応急第6章
災害復旧・復興

第3節 市、関係機関、住民等の役割

第1章 総則			●			○緊急物資の調達、配分	
	【災害対策部】 【地域本部】	予防	警戒	応急	復旧	復興	業務大綱
第2章 災害予防	【本部事務局】 DX推進部 経営企画課 行政管理部 秘書広報課、財政課、資産活用課			●	●	●	○災害時の現地情報収集 ○住民、関係機関への情報伝達 ○災害記録 ○災害広報 ○災害視察等の対応 ○復旧・復興に係る陳情 ○災害救助に係る予算の調整
	【地域本部事務局】 地域振興課総務係					●	○復旧・復興計画の策定、推進
第3章 風水害応急	【衛生部】 くらし創造部 生活環境課	●					○所管施設の防災対策 ○災害警戒活動等の協力
	市民部 窓口サービス課、国保・年金課		●	●			○所管施設の被害調査・応急対策 ○遺体の埋火葬 ○被災地の環境・衛生対策 ○災害廃棄物処理
	【地域調査・衛生部】 市民福祉課				●		○生活再建支援金の支給申請受付
				●	●		○環境対策 ○災害廃棄物処理 ○避難所の衛生対策
第4章 地震・津波災害応急	【救護部】 健康福祉部 社会福祉課、高年介護課、健康増進課	●					○所管施設の防災対策 ○災害医療体制の整備
		●	●	●	●	●	○避難行動要支援者支援
	【地域避難救護部】 市民福祉課		●	●			○所管施設・利用者の安全確保 ○災害医療、助産体制の確立 ○遺体の収容 ○食糧の供給、炊き出し
					●	●	○精神医療、保健衛生、感染症予防対策 ○弔慰金、見舞金等の支給、福祉資金等の貸付け
第5章 災害・大規模事故等災害応急	【調査部】 市民部 税務課 観光文化部 観光政策課 新文化会館整備推進室 コウノトリ共生部 環境経済課		●				○災害警戒活動等の協力 ○商工業の被害調査・応急対策 ○観光施設・工業団地の被害調査・応急対策 ○家屋被害調査、り災証明の発行
				●			○観光客・帰宅困難者対策
	【地域調査・衛生部】 市民福祉課 城崎温泉課				●	●	○商工業者の復旧・復興支援 ○観光施設・工業団地の復旧・復興支援
第6章 災害復旧・復興	【農林部】 コウノトリ共生部 農林水産課、コウノトリ共生課	●					○山地災害防止対策 ○漁港の防災対策
			●	●			○山地災害・ため池・農業用水路等の警戒、応急対策
	【地域工務部】 地域振興課地域振興係			●	●		○農林水産業施設の被害調査、応急対策
					●	●	○農林水産業者の復旧・復興支援

第3節 市、関係機関、住民等の役割

【災害対策部】 【地域本部】	予 防	警 戒	応 急	復 旧	復 興	業務大綱
【工務部】 都市整備部 建設課、都市整備課、建築住宅課、地籍調査課 【地域工務部】 地域振興課地域振興係	●					○被災建築物応急危険度判定体制の整備 ○被災宅地応急危険度判定体制の整備 ○水防対策の充実 ○土砂災害防止対策 ○都市、住宅の防災構造の強化 ○準用河川の治水施設等の整備 ○道路防災対策
		●	●	●		○水防活動、土砂災害の警戒 ○道路パトロール、交通規制、緊急輸送路の確保
			●			○被災建築物応急危険度判定 ○被災宅地応急危険度判定
			●	●	●	○住宅対策 ○道路・準用河川・都市施設の被害調査、応急・復旧対策
【水道部】 上下水道部水道課、下水道課 【地域工務部】 地域振興課地域振興係	●					○水道・下水道の防災対策
		●				○水源の確保
			●			○応急給水
			●	●		○水道・下水道の被害調査・応急対策
				●	●	○水道・下水道の復旧対策 ○水道・下水道料金の特例措置
【避難部】 教育委員会 教育総務課、教育施設課、幼児育成課 こども未来部 こども未来課、こども支援課 暮らし創造部 地域づくり課・ジェンダーギャップ対策室 観光文化部 文化・スポーツ振興課 【地域避難救護部】 市民福祉課	●					○学校(園)での防災教育 ○所管施設の防災対策
		●	●			○所管施設、利用者の安全確保 ○避難所の開設・運営・衛生対策
			●	●		○所管施設の被害調査、応急・復旧対策 ○応急教育対策等 ○食料・物資の必要数の把握、配分
【消防部】 消防本部 【地域消防部】 消防署分署(出張所・駐在所)	●					○火災予防対策 ○消防体制・水防体制の充実 ○危険物事故予防対策 ○所管施設の防災対策
		●	●			○火災・救助・救急活動 ○避難情報等の緊急広報活動
			●	●		○火災調査、り災証明の発行 ○臨時ヘリポートの開設

第1章 総則

第2章 災害予防

第3章 風水害応急

第4章 地震・津波災害応急

第5章 雷害・大規模事故等災害応急

第6章 災害復旧・復興

第3節 市、関係機関、住民等の役割

【災害対策部】 【地域本部】	予 防	警 戒	応 急	復 旧	復 興	業務大綱
【消防部】 消防団 【地域消防部】 消防団	●					○火災予防対策 ○水防体制の充実 ○危険箇所の点検
		●	●			○火災救助活動 ○避難情報等の緊急広報活動 ○水防活動 ○災害情報の収集・報告 ○避難誘導 ○行方不明者の搜索
【応援復旧部】 議会事務局 選挙・監査委員会事務局 農業委員会事務局	●	●	●	●	●	○市議会議員との連絡調整
		●	●	●		○他の部の災害対策活動への協力
			●	●	●	○災害相談窓口の運営、とりまとめ

2 兵庫県

機関名	予防	応急	復旧	復興	業務大綱
教育委員会(但馬教育事務所)	●				○教育委員会に属する施設の整備と防災管理
		●			○教育施設(所管)の応急対策の実施 ○被災児童・生徒の応急教育対策の実施
			●		○被災教育施設(所管)の復旧
				●	○学校教育充実のための対策の実施 ○体験を通じての生きる力を育む教育の推進 ○児童・生徒のこころのケアの実施
警察本部(豊岡警察署)		●			○情報の収集 ○救出救助、避難誘導等 ○交通規制の実施、緊急交通路の確保等
			●		○治安維持対策の推進
				●	○仮設住宅等における民心の安定
知事部局・企業庁(但馬県民局)・病院局	●				○県、市町、関係機関の災害予防に関する事務又は業務の総合調整 ○市町等の災害予防に関する事務又は業務の支援 ○県土の保全、都市の防災構造の強化など地域防災基盤の整備 ○防災に関する組織体制の整備 ○防災施設・設備等の整備 ○医療、備蓄、輸送等の防災体制の整備 ○防災に関する学習の実施 ○防災訓練の実施 ○防災に関する調査研究の実施 ○県所管施設の整備と防災管理
		●			○県、市町、防災関係機関の災害応急対策に関する事務又は業務の総合調整 ○市町等の災害応急対策に関する事務又は業務の支援 ○災害応急対策に係る組織の設置運営 ○災害情報の収集・伝達 ○災害情報の提供と相談活動の実施 ○水防活動の指導 ○被災者の救援・救護活動等の実施 ○廃棄物・環境対策の実施 ○交通・輸送対策の実施 ○県所管施設の応急対策の実施
			●		○県、市町、防災関係機関の災害復旧に関する事務又は業務の総合調整 ○市町等の災害復旧に関する事務又は業務の支援 ○県所管施設の復旧
				●	○県、市町、防災関係機関の災害復興に関する事務又は業務の総合調整 ○市町等の災害復興に関する事務又は業務の支援 ○災害復興対策に係る組織の設置運営 ○災害復興計画の策定及び都市・都市基盤、住宅、保健・医療、福祉、環境、生活、教育・文化、産業・雇用等、復興事業の実施

第1章
総則第2章
災害予防第3章
風水害応急第4章
地震・津波災害応急第5章
雪害・大規模事故等災害応急第6章
災害復旧・復興

第3節 市、関係機関、住民等の役割

3 指定地方行政機関

機関名	予防	応急	復旧	復興	業務大綱
近畿管区警察局		●			○管区内各府県警察の指導・調整 ○他管区警察局との連携 ○関係機関との協力 ○情報の収集及び連絡 ○警察通信の運用
近畿総合通信局	●				○非常時の重要通信確保体制の整備 ○非常通信協議会の指導育成 ○情報伝達手段の多様化・多重化の促進
		●			○災害時における通信手段の確保 ○災害対策用移動通信機器等の貸出し
近畿財務局神戸財務事務所		●			○仮設住宅設置可能地の提示 ○金融機関に対する緊急措置の提示
			●		○災害復旧事業費査定の立会 ○地方公共団体に対する単独災害復旧事業（起債分）の査定及び災害融資
				●	○復興住宅建設等候補地の提示
近畿厚生局		●			○救援等に係る情報の収集及び提供
兵庫労働局（但馬労働基準監督署）	●				○工場、事業場における労働災害防止の監督指導
		●			○労働災害発生情報の収集 ○労働災害の二次災害防止 ○労働災害・通勤災害被災者への迅速な労災補償
			●		○労働復旧工事等における労働災害防止
				●	○労働復興工事等における労働災害防止
近畿農政局（兵庫県拠点）	●				○農地農業用施設等の災害防止事業の指導及び助成 ○農作物等の防災管理指導 ○地すべり区域（直轄）の整備
		●			○土地改良機械の緊急貸付け ○農業関係被害情報の収集報告 ○農作物等の病虫害防除の指導 ○食料品、飼料、種もみ等の供給あっせん
			●		○各種現地調査団の派遣 ○農地・農業用施設等の災害復旧事業の指導及び助成 ○被害農林漁業者等に対する災害融資の指導及び助成
（農林水産省）		●			○災害救助用米穀の供給（売却）
近畿中国森林管理局	●				○国有林における治山施設、落石防止施設等の整備 ○国有林における災害予防及び治山施設による災害予防 ○林野火災予防対策
		●			○災害対策用復旧用材の供給
			●		○国有林における荒廃地の復旧
近畿経済産業局		●			○災害対策用物資の供給に関する情報収集及び伝達 ○災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 ○電力・ガスの供給の確保
			●		○生活必需品、復旧資機材等の供給に関する情報収集及び伝達 ○被災中小企業の事業再開に関する相談・支援

第3節 市、関係機関、住民等の役割

機関名	予防	応急	復旧	復興	業務大綱
					○電力、ガス、工業用水道の復旧支援
				●	○被災地の復興支援 ○電力・ガス施設等の本格復興 ○被災中小企業の復興その他経済復興の支援
近畿地方整備局 (豊岡河川国道事務所)	●				○直轄公共土木施設の整備と防災管理 ○応急機材の整備及び備蓄 ○指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達
		●			○直轄公共土木施設の応急点検体制の整備 ○災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 ○直轄公共土木施設の二次災害の防止 ○港湾及び海岸（港湾区域内）における災害応急対策の技術指導 ○緊急を要すると認められる場合の緊急対応（TEC-FORCE）
			●		○直轄公共土木施設の復旧
近畿運輸局	●				○所管する交通施設及び設備の整備についての指導
		●			○所管事業に関する情報の収集及び伝達 ○交通機関利用者への情報の提供 ○旅客輸送確保に係る代替輸送、迂回輸送等実施のための調整 ○貨物輸送確保に係る貨物運送事業者に対する協力要請 ○道路運送に係る緊急輸送命令に関する情報収集
			●		○被災交通施設等に対する本格的な機能復旧の指導 ○交通機関利用者への情報提供 ○被災地方公共団体の復興計画策定に対する協力
				●	○被災地方公共団体の復興計画策定に対する支援 ○被災関係事業者等に対する支援
神戸運輸監理部		●			○所管事業に関する情報の収集及び伝達 ○緊急海上輸送確保に係る船舶運航事業者に対する協力要請 ○特に必要があると認める場合の輸送命令
			●		○被災交通施設等に対する本格的な機能復旧の指導 ○交通機関利用者への情報提供 ○被災地方公共団体の復興計画策定に対する協力
				●	○被災地方公共団体の復興計画策定に対する支援 ○被災関係事業者等に対する支援
(兵庫陸運部)	●				○所管する交通施設及び設備の整備についての指導
		●			○所管事業に関する情報の収集及び伝達 ○交通機関利用者への情報の提供 ○旅客輸送確保に係る代替輸送、迂回輸送等実施のための調整 ○貨物輸送確保に係る貨物運送事業者に対する協力要請 ○道路運送に係る緊急輸送命令に関する情報収集
大阪航空局(大阪空港事務所)		●			○災害時における航空機による輸送の安全の確保 ○遭難航空機の捜索及び救助
			●		○空港保安施設の復旧

第1章 総則

第2章 災害予防

第3章 風水害応急

第4章 地震・津波災害応急

第5章 雷害・大規模事故等災害応急

第6章 災害復旧・復興

第3節 市、関係機関、住民等の役割

機関名	予防	応急	復旧	復興	業務大綱
近畿地方測量部	●				○地理空間情報及び防災関連情報の提供及び活用支援
		●			○防災関連情報の把握及び提供
			●		○復旧測量等の実施及び支援
大阪管区气象台 (神戸地方气象台)	●				○地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
	●				○防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
		●	●	●	○被災地域における災害復旧を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適宜適切な提供
		●	●	●	○気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
		●	●	●	○気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
		●	●	●	○気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
第八管区海上保安本部（香住海上保安署）	●				○海上災害に関する防災教育・訓練及び海上防災思想の普及・啓蒙 ○災害応急資機材の整備・保管及び排出油防除協議会の指導・育成 ○大型タンカー及び大型タンカーバースの安全防災対策指導 ○危険物積載船舶等に対する安全対策指導
		●			○海上災害に関する警報等の伝達・警戒 ○海上及び港湾施設等臨海部の被災状況調査 ○事故情報の提供 ○海上における人命救助 ○海上における消火活動 ○避難者、救援物資等の緊急輸送 ○港湾等管理者と連携して係留岸壁付近、航路及びその周辺海域の水深調査 ○海上における流出油等事故に関する防除措置 ○船舶交通の制限・禁止及び整理・指導 ○危険物積載船舶等に対する荷役の中止及び移動の命令 ○海上治安の維持 ○海上における特異事象の調査
			●		○海洋環境の汚染防止 ○海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止 ○海上交通安全の確保 (1) 必要に応じて船舶交通の整理、指導 (2) 工事関係者に対する事故防止に必要な指導
				●	○海洋環境の汚染防止 ○海上交通安全の確保
近畿地方環境事務所	●				○地盤沈下防災対策 ○廃棄物処理に係る防災体制の整備 ○飼育動物の保護等に係る支援

第3節 市、関係機関、住民等の役割

機関名	予防	応急	復旧	復興	業務大綱
		●			○所管施設等の避難場所等としての利用 ○緊急環境モニタリングの実施 ○地盤沈下地域状況の把握 ○災害廃棄物等の処理対策 ○危険動物等が逸走した場合及び家庭動物等の保護等に関する地方公共団体への情報提供及び支援
			●		○環境監視体制に関する支援措置 ○災害廃棄物等の処理
				●	○環境配慮の確保

4 自衛隊

機関名	予防	応急	復旧	復興	業務大綱
陸上自衛隊 第3師団 (第3特科隊) 海上自衛隊 呉地方隊 (阪神基地隊)		●			○人命救助又は財産保護のための応急対策の実施

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

第3節 市、関係機関、住民等の役割

5 指定公共機関

機関名	予防	応急	復旧	復興	業務大綱
日本郵便(株) 神戸中央郵便局 郵便事業を営むもの		●			○災害時における郵政事業運営の確保 ○災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
			●		○被災郵政事業施設の復旧
日本銀行(神戸支店)		●			○金融特例措置の発動
			●		○金融機関に対する緊急措置の指導
日本赤十字社(兵庫県支部豊岡市地区、兵庫県無線奉仕団豊岡分団)		●			○災害時における医療救護 ○こころのケア(看護師等による心理的・社会的支援) ○救援物資の配分
日本放送協会(神戸放送局豊岡支局)	●				○放送施設の整備と防災管理
		●			○災害情報の放送 ○放送施設の応急対策の実施
			●		○被災放送施設の復旧
西日本旅客鉄道(株)(福知山管理部)	●				○鉄道施設の整備と防災管理
		●			○災害時における緊急鉄道輸送 ○鉄道施設の応急対策の実施
			●		○被災鉄道施設の復旧
西日本電信電話(株)兵庫支店、 (株)NTTドコモ関西支社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)	●				○電気通信設備の整備と防災管理
		●			○電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 ○災害時における非常緊急通信
			●		○被災電気通信設備の災害復旧
日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社(各支店)		●			○災害時における緊急陸上輸送
KDDI株式会社(関西総支社)	●				○電気通信設備の整備と防災管理
		●			○電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施
			●		○被災電気通信設備の災害復旧
ソフトバンク(株)	●				○電気通信設備の整備と防災管理
		●			○電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施
			●		○被災電気通信設備の災害復旧
楽天モバイル(株)	●				○電気通信設備の整備と防災管理
		●			○電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施
			●		○被災電気通信設備の災害復旧
関西電力(株) 関西電力送配電(株) 姫路本部(豊岡配電営業所)	●				○電力供給施設の整備と防災管理
		●			○電力供給施設の応急対策の実施
			●		○被災電力供給施設の復旧

6 指定地方公共機関

機関名	予防	応急	復旧	復興	業務大綱
鉄道等輸送機関 北近畿タンゴ鉄道(株) WILLER TRAINS(株)	●				○鉄道施設等の整備と防災管理
		●			○災害時における緊急鉄道等輸送 ○鉄道施設等の応急対策の実施
			●		○被災鉄道施設等の復旧
道路輸送機関 全但バス株式会社、 一般社団法人兵庫県 トラック協会	●				○道路状況の把握 ○災害時における対応の指導
		●			○災害時における緊急陸上輸送
放送機関 株式会社ラジオ関西、 株式会社サンテレビジ ョン、兵庫エフエム放 送株式会社	●				○放送施設の整備と防災管理
		●			○災害情報の放送 ○放送施設の応急対策の実施
			●		○被災放送施設の復旧
一般社団法人兵庫県 医師会		●			○災害時における医療救護
			●	●	○外傷後ストレス障害等の被災者への精神的身 体的支援
公益社団法人兵庫県 看護協会(但馬支部)		●			○災害時における医療救護 ○避難所における避難者の健康対策
一般社団法人兵庫県 歯科医師会		●			○災害時における緊急歯科医療 ○身元不明遺体の個体識別
一般社団法人兵庫県 薬剤師会(但馬支部)		●			○災害時における医療救護に必要な医薬品の提 供 ○調剤業務及び医薬品の管理
一般社団法人兵庫県 獣医師会開業部会 (但馬支部)		●			○災害時における動物救護活動
一般社団法人兵庫県 LPガス協会	●				○LPガス供給設備の防災管理
		●			○LPガス供給設備の応急対策の実施 ○災害時におけるLPガスの供給
			●		○被災LPガス供給設備の復旧
但馬空港ターミナル (株)	●				○所管施設の整備と防火管理
		●			○航空機による輸送の安全確保と空港施設の機 能確保
			●		○所管施設の復旧

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

第3節 市、関係機関、住民等の役割

第2 住民等の役割

1 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

団体・管理者名	責 務
但馬広域行政事務組合	○市の災害予防・応急・復旧・復興対策に関する事務又は業務の支援
北但行政事務組合	○し尿・ゴミ・災害廃棄物の処理への協力 ○防疫活動への協力
公立豊岡病院組合	○医療施設・設備の防災点検・改良、防災訓練 ○災害時における医療救護 ○心的外傷後ストレス障害対策の協力
豊岡エネルギー株式会社	○ガス供給施設の設備対策、緊急対策、復旧対策
株式会社エフエムたじま (FMたじま)	○市災害（警戒）対策本部との情報共有及び連携 ○災害時における緊急放送の優先実施の協力 ○大規模災害時における臨時災害放送局の運営協力 ○防災知識の普及協力 ○放送施設・設備の防災点検・改良 ○警報等の伝達、災害情報の収集・広報の協力
神戸新聞社（但馬総局）、朝日新聞社（豊岡支局）、毎日新聞社（豊岡支局）、読売新聞社（豊岡支局）、産経新聞社（豊岡支局）、新日本海新聞社（豊岡通信部）	○防災知識の普及協力 ○災害広報の協力 ○災害記録の収集・蓄積、災害誌等作成の協力
豊岡消防団、城崎消防団、竹野消防団、日高消防団、出石消防団、但東消防団	○防災知識の普及協力 ○警報等の収集・伝達、消防・救助・水防活動、避難誘導、警備等の協力
社会福祉法人 豊岡市社会福祉協議会	○市災害（警戒）対策本部との情報共有及び連携 ○社会福祉施設の被害調査 ○ボランティアセンターの開設・運営 ○生活福祉資金貸付けの受付け ○所管施設利用者等の災害時避難確保計画の作成 ○避難行動要支援者個別計画の作成協力 ○避難行動要支援者の救助・救援の協力
豊岡市民生委員・児童委員連合会、豊岡市身体障害者福祉協会、但馬障害者通所施設連絡会、豊岡市障害者自立支援協議会、国際交流協会、NPO法人にほんご豊岡あいうえお	○避難行動要援護者個別支援計画の作成協力 ○避難行動要援護者の救助・救援の協力 ○市内外国人等への避難情報の伝達への協力
一般社団法人兵庫県建設業協会豊岡支部、日高建設会、出石建設業協会、兵庫県電気工事工業組合但馬支部、豊岡市管工事協同組合、但馬緑化協会豊岡支部	○公共土木施設の応急・復旧対策、被災者の救助・救援対策の協力
一般社団法人豊岡市医師会	○医師、医療機関との連絡調整 ○災害時の医療救護、検案、防疫、心的外傷後ストレス障害対策の協力

第3節 市、関係機関、住民等の役割

団体・管理者名	責 務
豊岡市歯科医師会	○歯科医師、医療機関との連絡調整 ○災害時の歯科医療救護、検案等の協力
たじま農業協同組合、但馬漁業協同組合、円山川漁業協同組合、豊岡コウノトリ森林組合、豊岡市商店街連合会、豊岡商工会議所、豊岡市商工会、豊岡市旅館ホテル生活衛生同業組合、城崎温泉旅館協同組合、豊岡観光協会、豊岡港観光協会、城崎温泉観光協会、たけの観光協会、日高神鍋観光協会、但馬国出石観光協会、但東シルクロード観光協会、全但清掃協同組合、豊岡商業協同組合、協同組合豊岡卸センター、豊岡総合卸売市場管理組合、県LPガス協会、北但木材業協同組合	○被害調査、被災者の救助・救援対策の協力 ○被災組合員の応急、復旧対策支援
学校法人	○学校施設・設備の防災点検・改良、防災訓練 ○応急教育対策
金融機関	○被災事業者の再建支援 ○義援金口座の開設
医療機関	○医療施設・設備の防災点検・改良、防災訓練 ○災害時の傷病者の救護・看護の協力
社会福祉施設の管理者	○福祉施設・設備の防災点検・改良、防災訓練 ○災害時要援護者の救援協力
危険物施設等の管理者	○危険物施設・設備の防災点検・改良、防災訓練 ○災害時の危険物・施設の安全措置

第1章 総 則

第2章 災害予防

第3章 風水害応急

第4章 地震・津波災害応急

第5章 雷害・大規模事故等災害応急

第6章 災害復旧・復興

第3節 市、関係機関、住民等の役割

2 住民、地域及び事業所

区 分	責 務
住 民	住民は、公助に依存しない自助により自らの生命や財産の被害を最小限に抑えるための以下の取り組みを実践する。 ○ 防災意識の向上、防災知識の習得 ・行政区別防災マップを活用した風水害リスクの把握（想定される土砂災害及び浸水深とそれに伴う垂直避難・水平避難等避難方法の判断等） ・防災に係る講習会等への積極的な参加 ・在宅避難時の家庭用備品、避難時の非常持出品の備蓄 ・自分の命や財産は自分で守る主体性を持った自助の意識の徹底 ○ 防災訓練への参加 ・防災に関する対応能力の向上 ・行政区別防災マップ等により災害リスクを確認したうえで、自らが避難する場所、経路の確認（屋外や屋内の最も安全と考えられる場所へのルートの確認など） ・避難開始から避難完了までの時間の確認 ○ 平時からの防災組織・地域活動への積極的な参画 ・自主防災組織や消防団への加入 ・区の活動への参画 ・災害記憶の風化防止
地 域	区・自主防災組織は、災害時において、避難行動要支援者の支援を中心に自助をサポートする共助の役割を担うとともに、平時には防災訓練等を実施して災害時に備える。地域は、研修会等を通じて構成団体の防災力の底上げを図るとともに、避難生活が長期化した時の避難所運営等、地域全体にまたがる活動を行い自主防災組織を支援する。 なお、自主防災組織を結成していない区は、組織化を進めるが、組織化が困難な小規模集落にあっては、災害時における「防災情報の収集」と集落内のより安全な建物の2階等への「ご近所避難」等を最低限の取組として実践する。 区・自主防災組織及び地域は、以下のことを取り組む。 ○ 災害リアリズムの普及・啓発 ○ 避難行動要支援者個別支援計画の作成 ・「いつ、誰が、誰を、どこに」避難させるかの決定 ○ 区独自の防災マップ・マニュアルの整備 ・地域の災害リスクの把握、点検 ・近隣で危険箇所から離れた安全な避難先が確保できれば、区独自の避難場所として記載する。 ・ご近所避難先の決定 ・区が考える避難時のルール等を記載したマニュアルの整備 ・連絡系統や情報発信に係る役割の明確化と、それぞれの役割に係る担当者の設定 ○ 自主防災組織の機能強化 ・災害経験者を有効活用した災害伝承と風化の防止 ・区・自主防災組織のエリアを越えた連携の強化 ・水防活動や避難等の訓練の実施 ・防災リーダーの育成

第3節 市、関係機関、住民等の役割

区 分	責 務
	・防災資機材の整備及び確認 ・地区の孤立化対策（通信機器・食料備蓄等） ○ 災害発生時の地域における応急対策の実施 ・区、地域コミュニティにおける災害対策の体制確立 ・区内の被災状況の収集と市に対する報告 ・水防活動の協力 ・警報等の収集、伝達 ・区内の避難行動要支援者、被災者の救助・救援対策の協力 ・区、地域コミュニティによる避難所の自主運営 ・災害廃棄物の分別、一時集積所の候補地の選定並びに管理協力
事 業 所	事業所等は、市民、行政等との相互連携、相互支援を強化することが重要である。また事業所においては、災害時に想定される避難者の一時避難場所としての役割を担うなど、区・自主防災組織の支援体制強化をさらに推進することが求められている。 ○ 区・自主防災組織及び水防活動従事者との連携 ・定期的な情報交換、区・自主防災組織の訓練への参加 ・消防団入団及び消防団員の活動に対する理解と協力 ○ 区・自主防災組織と事業所との協定の締結推進 ・事業所施設の一時避難場所（緊急時）としての協定締結 ・保有する資機材の提供に関する協力 ○ 区・自主防災組織が行う水防活動への理解と協力 ・区・自主防災組織が行う水防活動への理解と協力体制の拡充 ・社員・従業員の安全確保

第1章 総 則

第2章 災害予防

第3章 風水害応急

第4章 地震・津波災害応急

第5章 雪害・大規模事故等災害応急

第6章 災害復旧・復興

第4節 市の概況

第1 自然条件

1 地形

豊岡市域は、北は日本海、東は京都府、西は美方郡香美町、南を養父市、朝来市に接し東西40km、南北32km、総面積は697.55平方キロメートルを有する。豊岡市域は大きく分けて円山川と竹野川の2つの水系からなる。竹野地域のすべてが竹野川水系に属し、それ以外の地域は円山川水系に属する。

豊岡市域は、最高峰である蘇武岳（1,074m）をはじめとする400～500mの山地に取り囲まれ、平野は円山川とその支川（奈佐川、稲葉川、出石川、八代川、六方川）及び竹野川沿いに発達している。

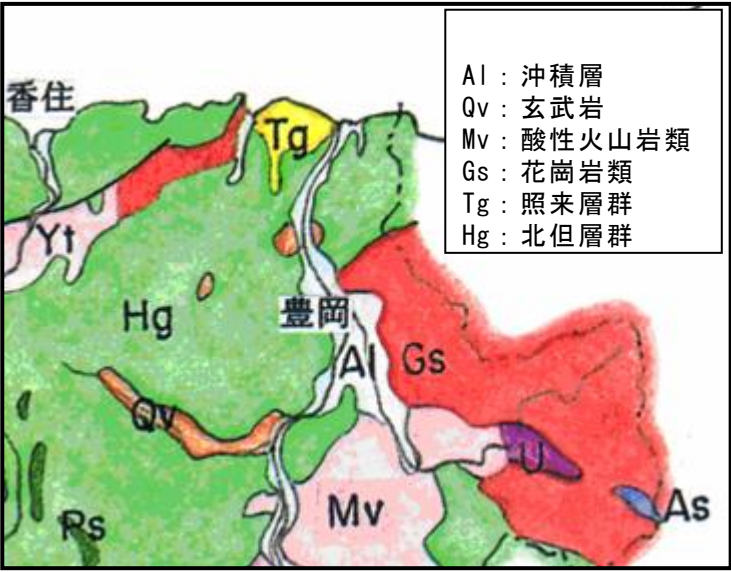
豊岡市のほぼ中央を流れ日本海に注ぐ円山川は、その源を兵庫県朝来市生野町に発する流域面積1,300km²、幹川流路延長68km、他の支川延長638.3kmの河川である。豊岡市内の円山川流域面積は594.6km²で、市全域の85%を占め、河川沿いに広大な平野を形成している。円山川の下流部は低平地で勾配が9,000分の1程度しかないため、満潮時には河口から約16km上流の出石川合流付近まで海水が侵入し、洪水時には内水被害が生じやすい地形になっている。

竹野川流域は概して急峻な地形であり、平坦部は竹野川沿いに分布し特に河口部に集中している。竹野川流域の平野面積は円山川流域に比べるとわずかである。

2 地質

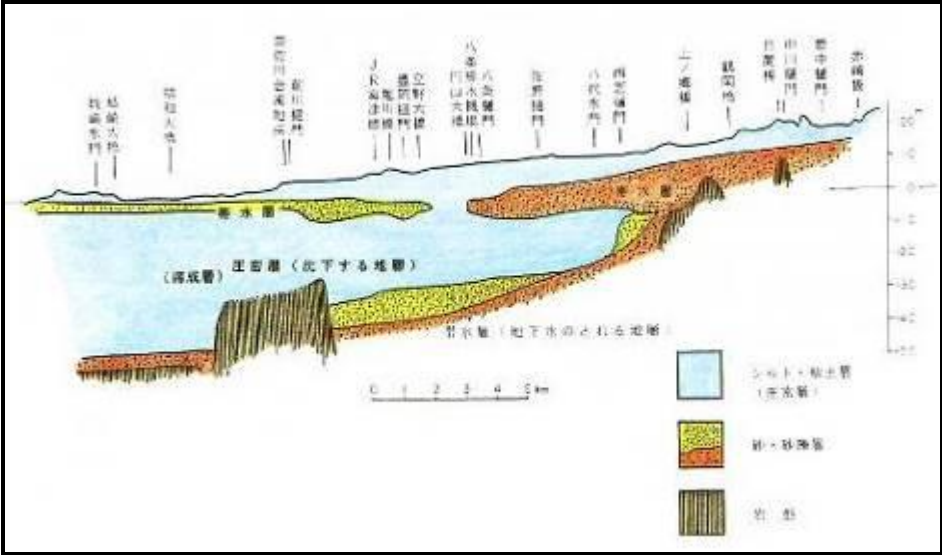
豊岡市域の地質は、河川沿いの平坦部に分布する未固結な沖積層と山地部に分布する基盤岩類などからなる。

基盤岩類は固結した堆積岩類（北但層群、照来層群）、火成岩類（花崗岩、酸性火山岩）、火山岩類（玄武岩）などで、堆積岩類は主に豊岡市域の西半と豊岡市街地下流の円山川右岸側に、火成岩類は円山川上流より右岸及び出石地域、但東地域に分布する。火山岩は玄武洞、コウノトリ但馬空港（兵庫県立但馬飛行場）、神鍋高原、稲葉川沿川などに分布する。



（兵庫県土木地質図編纂委員会(1996)「兵庫の地質」より）

円山川流域の沖積層は下流部ほど厚く、豊岡付近で40～50m、河口部の津居山湾では60mに達する。沖積層の下には洪積層と考えられている砂礫層が分布し、さらにその下位には第三紀層北但層群や花崗岩類が分布している。竹野川沿いの沖積層の詳細は明らかではない。



（兵庫県土木地質図編纂委員会(1996)「兵庫の地質 土木地質編」より）

豊岡市域内の活断層は、出石地域から但東地域にかけて床尾山北西断層（下図の5）があり、津居山湾東縁には北但馬地震（大正14(1925)年5月23日）において活動したと考えられている田結地震断層（下図のE1）がある（気象庁によれば、現状、田結の地表に現れたこの断層が北但馬地震の原因となったという確定的な見方はされていない）。また、但東地域には東の丹後山地から延びる山田断層の西方延長（中藤断層、下図の3）が走るほか、日高地域の南側には八木－養父断層（下図7）がある。

第4節 市の概況

第1章 総則

第2章 災害予防

第3章 風水害応急

第4章 地震・津波災害応急

第5章 災害・大規模事故等災害応急

第6章 災害復旧・復興

これらが活断層である確実度は低い（確実度Ⅱ～Ⅲ）。また、地震調査研究推進本部（文部科学省）は、山田断層の今後の地震発生確率を評価しているが、いずれの期間も低い（30年以内、50年以内、100年以内についていずれもほぼ0%）としている。

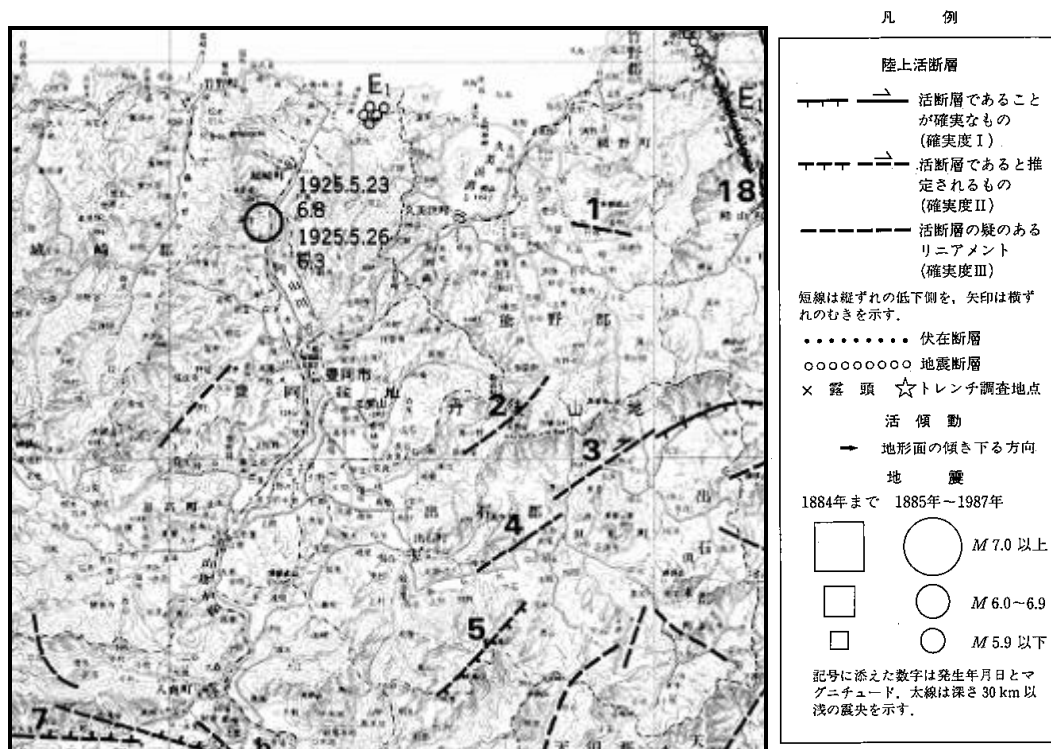
※（活断層の）確実度

活断層の存在は、専門家が空中写真からその証拠を読みとることにより認定されることが多いですが、断層活動そのものの特徴やその場所の地形的な性質により、活断層の現れ方は様々であり、地形からの判断だけでは、それが活断層であるかどうか、はっきりしないことがあります。活断層であることの確からしさを示す指標として、確実度があります。活断層の確実度は、確からしい方から次の三つに分類されます（活断層研究会編『新編日本の活断層』による）。

確実度Ⅰ：断層の位置、ずれの向きがともに明確で、地形的特徴から活断層であることが確実なもの。

確実度Ⅱ：断層の位置、ずれの向きは推定できるが、地形やごく新しい時代の地層が繰り返しずれていることを示す確実な証拠に欠けるなど、確実度Ⅰとするには十分な資料に欠けるもの。

確実度Ⅲ：活断層である可能性はあるが、ずれの向きが不明であったり、河川や海の浸食作用など他の原因で形成された疑いが残るもの。



（活断層研究会（1995）「新編 日本の活断層 分布図と資料」より）

3 気象

豊岡市の気候は日本海型のうち、北陸・山陰型の気候区分に属し、冬期の季節風による降雪と9月における降雨が多い。沿岸部が海洋性気候であるのに対し、豊岡盆地に位置する市街地では熱しやすく冷えやすい盆地性気候で、特に年間を通じて霧の発生が顕著である。また暖候期には南よりの風によるフェーン現象が加わり、異常な高温となることがある。

豊岡特別地域気象観測所での観測データによると、気象は年間平均気温14.6℃、最高気温の平均値20.1℃、最低気温の平均値10.5℃、降雨量2,072.0mm、冬季の降雪量204cmである（いずれも1991年から2020年平年値）。月降水量が多いのは冬季であるが、それ以外に台風期である9月も1月の248.0mmに次ぐ243.8mmと降水量が多い。また、2018年からの5年間の月ごとの平均降雨量は、梅雨時期の7月、台風時期の9月、降雪期の12月の降水量が多い。

また、過去の降水量の極値は、1時間降水量が59.5mm、日降水量が213.3mm、月降水量が628.1mm、月最深積雪が186cmで、1時間降水量の上位3位は平成14(2002)年以降に発生している。過去の主な洪水でみると、平成16(2004)年の台風第23号が日降水量で過去4位、昭和34(1959)年の伊勢湾台風が日降水量で1位、昭和51(1976)年の台風第17号が日降水量で3位であり、さらにその9月が月降水量としては過去5位となっている。

なお、月降水量については昭和40（1965）年の台風第23号が発生した9月が過去1位となっているが、平成30(2018)年9月の月降水量は、台風第21号、秋雨前線、さらには台風第24号等の影響により、過去3位を記録した。

過去の豊岡特別地域気象観測所における降水量等の極値・順位値は以下の表のとおり。

種別 順位	月降水量 (mm)	日降水量 (mm)	日最大1時間降水量 (mm)	月最深積雪 (cm)
1位	628.1 (昭和40年9月)	213.3 (昭和34年9月26日)	59.5 (平成16年8月14日)	186 (昭和11年2月3日)
2位	579.9 (昭和41年9月)	212.0 (平成2年9月18日)	59.0 (平成16年8月15日)	162 (昭和11年1月31日)
3位	579.0 (平成30年9月)	199.0 (昭和51年9月10日)	54.5 (平成14年9月7日)	159 (昭和20年2月5日)
4位	563.0 (平成2年9月)	193.0 (平成16年10月20日)	54.0 (昭和23年9月10日)	157 (昭和9年1月27日)
5位	530.5 (昭和51年9月)	186.3 (大正12年9月15日)	53.0 (昭和46年7月25日)	142 (昭和11年3月6日)

[気象庁HP「過去の気象データ・資料」、大正7(1918)年1月～令和7(2025)年3月]

第1章 総則	第2章 災害予防	第3章 風水害応急	第4章 地震・津波災害応急	第5章 雪害・大規模事故等災害応急	第6章 災害復旧・復興
-----------	-------------	--------------	------------------	----------------------	----------------

第4節 市の概況

第2 社会条件

1 人口・世帯

2020年の国勢調査結果によると、豊岡市の人口は77,489人、世帯数は30,180世帯で、2015年に比べて人口は4,761人（5.8%）減少している。

人口分布は、豊岡地域が全体の54%、城崎地域が同4%、竹野地域が同5%、日高地域が同20%、出石地域が同12%、但東地域が同5%で、豊岡地域が過半数を占める。

また、人口密度は111.1人/km²である。

住民基本台帳人口（外国人も含む）（単位：人）

	世帯数	総数	男	女
豊岡地域	16,900	41,827	20,310	21,517
城崎地域	1,379	3,125	1,432	1,693
竹野地域	1,486	4,115	1,955	2,160
日高地域	5,671	15,517	7,420	8,097
出石地域	3,312	9,160	4,398	4,762
但東地域	1,432	3,745	1,788	1,957
合 計	30,180	77,489	37,303	40,186

（2020年国勢調査結果）

2 土地利用

豊岡市の中央部を南北に流下する円山川とその支川である奈佐川、稲葉川、出石川、八代川、六方川と竹野川の流域には沖積平野が広がり、扇状地、自然堤防などの微高地部が市街地となり生産業の中心であり、低地は水田を主体とする耕地として利用されている。平野部以外では神鍋高原などでは野菜を中心とした農業が行われ山地部では林業が盛んである。また、神鍋高原はスキー場やゴルフ場などが有名である。

3 交通

（1）道路

豊岡市は兵庫県北部の交通の要衝に位置し、中心部を南北に縦断する国道312号と主要地方道豊岡瀬戸線（県道3号）、北部を東西に横断する国道178号、南部を東西に横断する国道482号と国道426号を軸に道路網が形成されており、国道312号、国道178号、主要地方道豊岡瀬戸線（県道3号）は豊岡市の中心部で、国道312号、国道482号、国道426号は豊岡市の南部でそれぞれ接続している。

国道178号、国道482号、国道426号は、香美町方面、京都方面ともに境界付近がトンネル区間となる。また、国道312号は円山川の左岸沿いを走り、養父市境界付近にトンネル区間があるが、バイパス道路が併走している。

主要地方道豊岡瀬戸港線（県道3号）は円山川左岸沿いに山地斜面の下を走るが斜面と県道との間にはJR山陰本線が併走しており、道路が斜面下直近を通過する区間は桃島～瀬戸間の1km程度に限られる。また、円山川右岸には一般県道も走っている。

自動車専用道路である北近畿豊岡自動車道（国道483号）は、（仮称）豊岡北 J C T ・ I C から円山川左岸側を通り舞鶴若狭自動車道の春日 J C T ・ I C を結ぶ延長約70kmの高規格幹線道路であり、但馬地方の地域振興を支える道路となり、朝来市和田山町の和田山 J C T ・ I C では播但連絡道路と接続している。令和6年（2024年）9月に春日 J C T ・ I C から豊岡出石 I C まで開通した。

なお、県の緊急輸送ネットワーク路線には、国道178号、国道312号、国道426号、主要地方道宮津養父線（県道2号）、主要地方道豊岡瀬戸線（県道3号）のほか、国道178号から竹野地域方面を結ぶ主要地方道日高竹野線（県道1号）と、国道312号からコウノトリ但馬空港を結ぶ一般県道但馬空港インター線（県道728号）等が指定されている。

(2) 鉄道・バス

豊岡市には J R 山陰本線、京都丹後鉄道宮豊線の2つの鉄道路線がある。J R 山陰本線は和田山方面から円山川沿いに北上し豊岡市中心部を通過したあと城崎地域を経て香美町から鳥取方面に至る。豊岡市域では J R 線は単線である。

京都丹後鉄道宮豊線は豊岡から京都府の宮津を経て舞鶴に至る。路線は単線で、円山川を東に渡ってから山地を縫うように走り、県境の馬地トンネルを経て京丹後市方面に抜けている。

また、市内には、但馬地域唯一のバス事業者である全但バスが運行している。

※北近畿タンゴ鉄道は、平成27(2015)年4月1日から鉄道事業法に定める第三種鉄道事業者となり、列車運行等は行わず、施設等保有会社となった。

(3) 空港

コウノトリ但馬空港は平成6(1994)年に開港した1,200m滑走路を有する兵庫県管理の民間機専用空港である。豊岡市街地から約4km南西の標高200mの山地を拓いて建設され、平成25年(2013)年現在、大阪国際空港へ1日往復2便が運航されている。また、県の広域防災拠点があり、備蓄物資等が整備されている。

(4) 港湾・漁港

港湾は、円山川河口の津居山湾に津居山港、竹野川河口の竹野湾に竹野港があり、地方港湾として県が管理している。また、津居山港は、耐震強化岸壁が整備され、緊急輸送ネットワークの海上アクセス拠点に指定されている。

漁港は、津居山湾に田結漁港、竹野に田久日漁港、宇日漁港、切浜漁港、須井漁港の計5つがあり、いずれも第1種漁港として豊岡市が管理している。

4 産業

地場産業は、全国の4大産地の一つであるかばん、出石焼などである。また、他にも、農林水産業、観光業などが盛んである。農業では、平野部の稲作や神鍋高原などの畑作、和牛の飼育などが行われ、漁業では松葉ガニなどが水揚げされている。観光業では、全国的に有名な城崎温泉をはじめ、西日本屈指の神鍋高原スキー場、城下町出石などを有し、年間の観光客入込数は近年400万人前後で推移していたが、コロナ禍の影響を受け、200万人程度に減少している。

第1章 総則
第2章 災害予防
第3章 風水害応急
第4章 地震・津波災害応急
第5章 雪害・大規模事故等災害応急
第6章 災害復旧・復興

第4節 市の概況

第1章 総則
第2章 災害予防
第3章 風水害応急
第4章 地震・津波災害応急
第5章 雪害・大規模事故等災害応急
第6章 災害復旧・復興

観光客数

	観光客(千人)		
	入込数	日帰客	宿泊客
豊岡地域	817	705	112
城崎地域	814	249	565
竹野地域	434	354	80
日高地域	438	279	159
出石地域	369	366	3
但東地域	221	211	10
合 計	3,093	2,164	929

※観光客数は兵庫県観光動態調査による（2023 年(令和 5 年度)）

第 3 災害履歴

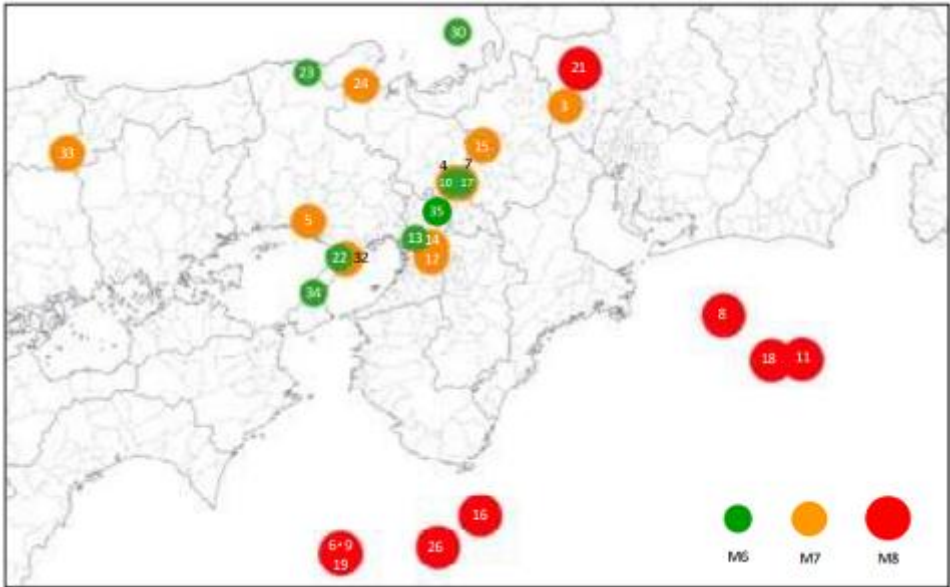
1 地震・津波

(1) 内陸部直下型地震

豊岡市域に被害をもたらした過去の地震はいずれも内陸部の直下型地震である。いわゆる直下型地震の原因となる活断層は、地質時代後半に発生又は動いた断層で、今後も活動すると考えられる断層である。その多くは、過去の活動状況がよく分かっていない。兵庫県内には六甲・淡路島断層帯、有馬－高槻断層帯、山崎断層、中央構造線など多くの活断層が分布しているが、兵庫県の日本海側には、新しい地形や地質に変異を与えている明瞭な活断層は、現在のところ報告されていない。しかし、周辺を見わたすと昭和 2（1927）年の北丹後地震の際に活動した郷村断層や山田断層、大正14（1925）年の北但馬地震の際に活動した断層（断層は特定されていない）、昭和18(1943)年の鳥取地震の際に活動した鹿野断層など大規模ではないが決して活断層がないわけではない。豊岡市域に関係する主な地震で震度 5 弱以上の揺れがあったと推定された地震は以下のとおりである。

No.	発 生 年 月 日	規模 (M)	豊岡市で の震度	備 考
23	大正14(1925)年 5 月23日	6.8	6	北但馬地震
24	昭和 2（1927）年 3 月 7 日	7.3	6	北丹後地震
32	平成 7（1995）年 1 月17日	7.3	5	兵庫県南部地震

（兵庫県地域防災計画より抜粋、番号は下の震央図に対応）



地震の震央（兵庫県地域防災計画より）

第1章 総則	第2章 災害予防	第3章 風水害応急	第4章 地震・津波災害応急	第5章 雪害・大規模事故等災害応急	第6章 災害復旧・復興
-----------	-------------	--------------	------------------	----------------------	----------------

第4節 市の概況

第1章
総則
第2章
災害予防
第3章
風水害応急
第4章
地震・津波災害応急
第5章
雪害・大規模事故等災害応急
第6章
災害復旧・復興

これらの地震のうち北但馬地震（大正14(1925)年5月23日）は豊岡市に最も大規模な被害をもたらした。北但馬地震による被害状況は次のとおりである。

地域	全焼	全壊	半壊	破損	死者	負傷者
豊岡	1,137戸	724戸	588戸	2,148戸	136人	581人
城崎	575戸	61戸	56戸	167戸	283人	211人
竹野	－	31戸	72戸	593戸	－	－
日高	－	5戸	23戸	－	－	－
出石	－	5戸	200戸余	－	1人	－
但東	－	－	－	12戸	－	－
合計	1,712戸	826戸	939戸余	2,920戸	420人	792人

（旧6市町の地域防災計画より）

北但馬地震は円山川河口の沖合を震源とし、地震発生はちょうど昼前で各戸とも炊事をしていたため、軟弱層上の地層で水平動を交えた激しい上下動のため多くの家が倒壊し、発生した火災により未曾有の大災害となった。

(2) 地震津波

兵庫県の日本海沖では、過去に地震津波が発生した記録はない。兵庫県の日本海沖以外で発生した地震津波による被害としては北海道南西沖地震（平成5（1993）年7月12日、M7.8）、日本海中部地震（昭和58（1983）年5月26日、M7.7）があげられる。

北海道南西沖地震の津波は、津居山港で0.7mを記録、竹野港では、翌13日午前10時過ぎから約2時間にわたり、津波の影響で最高2mの高波が発生した。このため、停泊中の漁船13隻が転覆や沈没、また、13隻が破損した。

日本海中部地震では、津居山港で0.6mの津波が観測された。
令和6年能登半島地震（令和6（2024）年1月1日、M7.6）の津波では、津居山港で同日19時20分に0.4mを記録した。

これ以外に豊岡市に関係する津波被害は確認されていない。

2 風水害

豊岡市は、円山川の下流部～河口部に位置し、これまでも、沿川の地区を中心に風水害による被害が多発してきた。特に河口から15km付近までは、標高5m以下の低い土地も多く、このような所は水はけも悪く、集中豪雨時の内水氾濫で、家屋、農作物等が被災することも多い。

また、円山川沿いの地盤は軟弱であるため、その対策に莫大な時間と費用がかかる。

但馬・豊岡の発展は円山川改修とともにあるといわれ、豊岡市が今も水害と背中合わせに暮らしていることを念頭に置かねばならない。戦後の代表的な水害を列記すると次表のとおりである。

年 月 日	洪水要因	流域平均 2日雨量	最高水位 (立野)	浸水戸数
平成30(2018)年7月6日	平成30年7月豪雨	327mm (速報値)	6.96m	426戸
平成29(2017)年9月17日	台風18号	169mm (速報値)	6.08m	331戸
平成16(2004)年10月20日	秋雨前線・台風23号	278mm	8.29m	7,944戸
平成2(1990)年9月20日	秋雨前線・台風19号	364mm	7.13m	2,508戸
昭和54(1979)年10月19日	台風20号	211mm	6.74m	1,016戸
昭和51(1976)年9月10日	台風17号	322mm	6.92m	3,022戸
昭和40(1965)年9月10日	台風23号	233mm	6.86m	7,788戸
昭和36(1961)年9月15日	第二室戸台風	184mm	6.87m	1,933戸
昭和34(1959)年9月26日	伊勢湾台風	253mm	7.42m	16,833戸

(国土交通省豊岡河川国道事務所「明日へ生かそう！地図が伝える水害体験」より)

※浸水戸数は、旧豊岡市、旧城崎町、旧日高町、旧出石町の数値。

※流域平均2日雨量：「円山川河川整備計画（平成25年3月、近畿地方整備局）」

これらの水害のうち、昭和34(1959)年9月26日（伊勢湾台風）、昭和54(1979)年10月19日（台風20号）、平成2(1990)年9月20日（台風19号）における流域平均雨量と市内立野地点の水位グラフ及び平成16(2004)年10月20日（台風23号）における円山川下流部の各雨量観測所の平均と立野の水位グラフの関係をみると、円山川流域で広範囲に20mm以上の雨が約4時間以上継続した場合に大きな災害となる傾向がみられる。

また、このような場合、養父市上小田の水位ピークから3時間以内に市内の水位がほぼ同時にピークを迎え、立野の水位は1時間に1m～2m急上昇する可能性がある。

なお、立野のはん濫注意水位とはん濫危険水位の差は2.6m（平成17年度以前は2.0m）であり、最短1～2時間程度で到達する可能性がある。

第4節 市の概況

第1章 総則

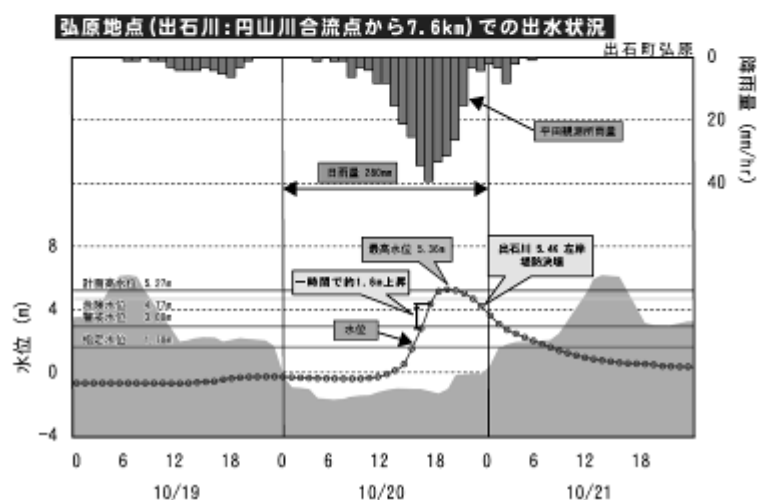
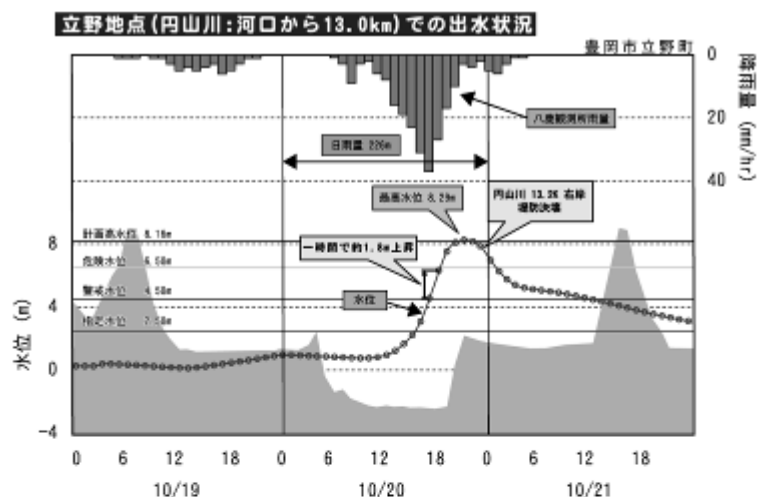
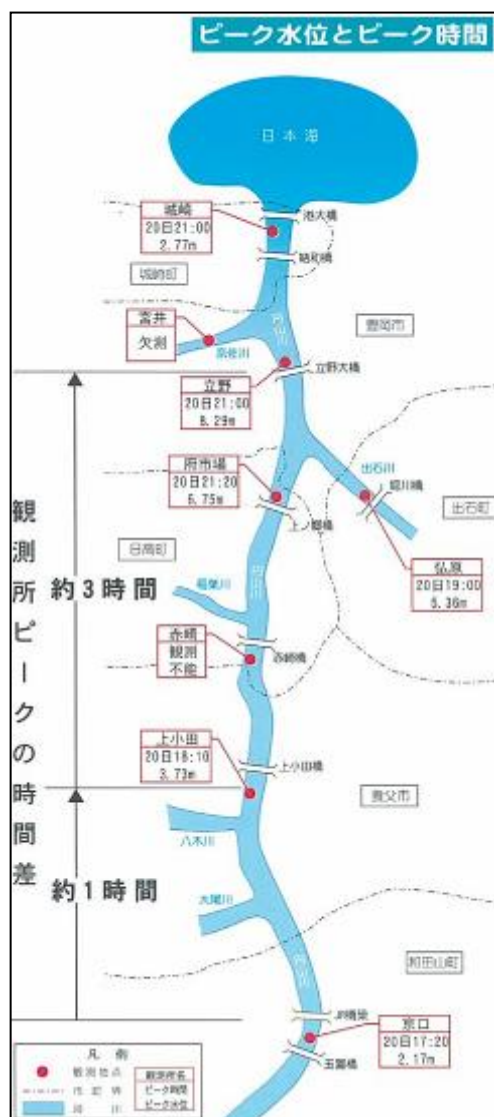
第2章 災害予防

第3章 風水害応急

第4章 地震・津波災害応急

第5章 雪害・大規模事故等災害応急

第6章 災害復旧・復興

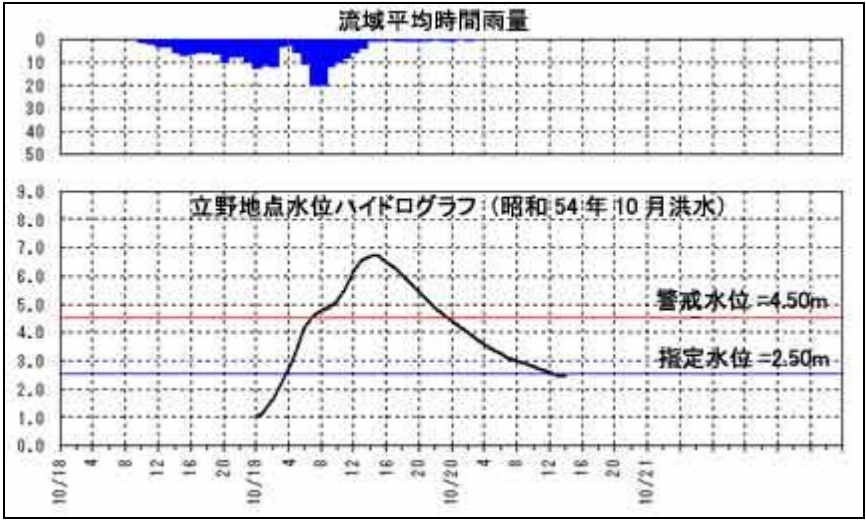
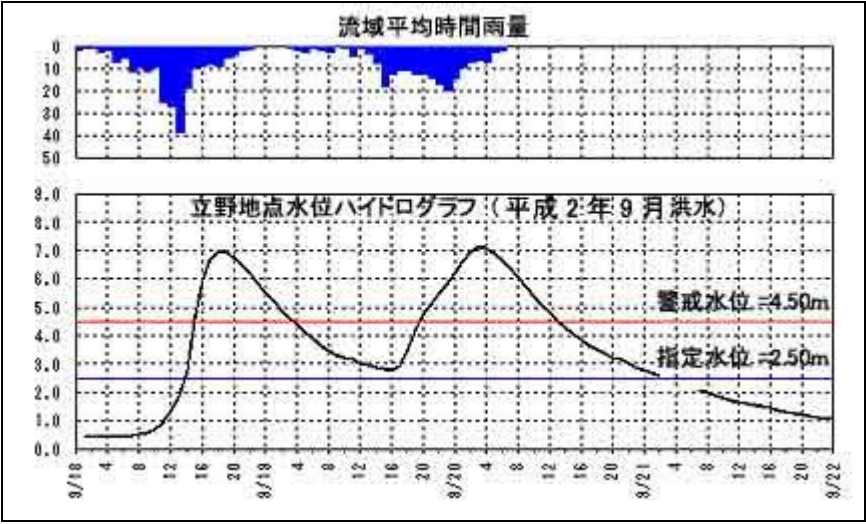
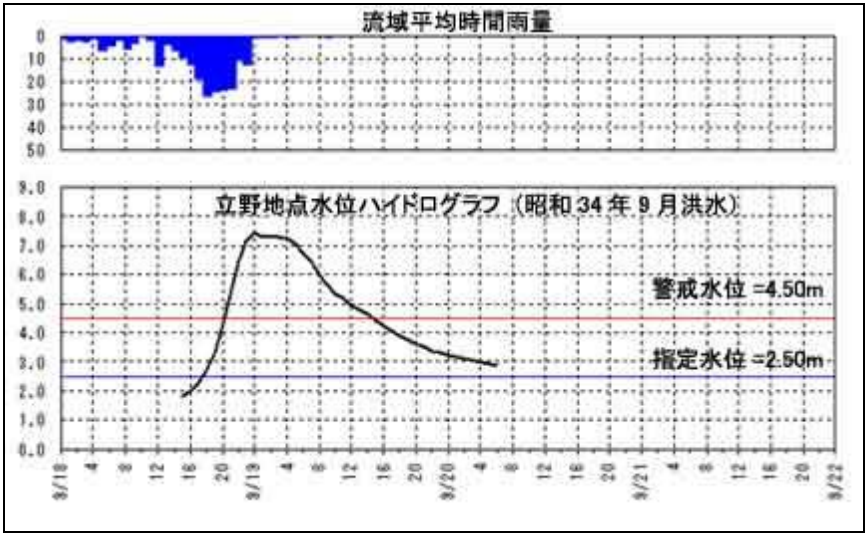


平成16年台風23号でのピーク水位、雨量と立野水位の状況

(国土交通省豊岡河川国道事務所「明日へ生かそう！

地図が伝える水害体験－平成16年10月台風23号－」より)

第1章 総則	第2章 災害予防	第3章 風水害応急	第4章 地震・津波災害応急	第5章 雪害・大規模事故等災害応急	第6章 災害復旧・復興
-----------	-------------	--------------	------------------	----------------------	----------------



円山川下流部の主な水害での流域平均雨量と立野水位の状況
（国土交通省豊岡河川国道事務所「円山川浸水想定区域図 既往出水の概要」より）

第4節 市の概況

第1章 総則

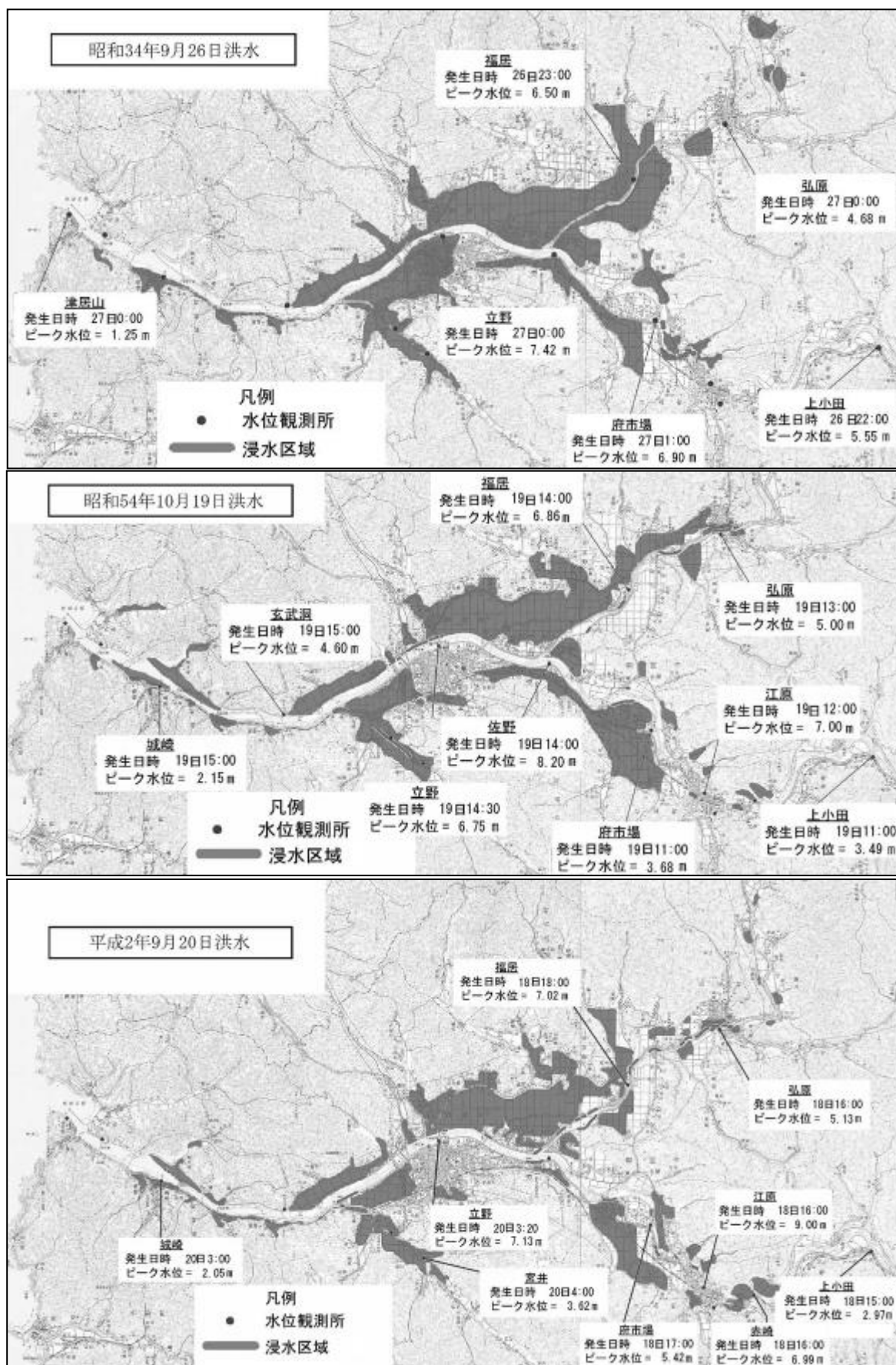
第2章 災害予防

第3章 風水害応急

第4章 地震・津波災害応急

第5章 雪害・大規模事故等災害応急

第6章 災害復旧・復興



円山川下流部の主な水害での被害とピーク水位の状況

(国土交通省豊岡河川国道事務所「円山川浸水想定区域図 既往出水の概要」より)

豊岡市の過去の風水害のうち特に被害が大きい災害の状況は次のとおりである。

(1) 昭和34(1959)年伊勢湾台風による被害

9月21日に発生した台風15号は、発達しながら西北西ないし北西に進み、25日夕刻頃から進路を次第に北から北北東に転じ、本州に接近した。その中心気圧は、895mb、最大風速70m/sec、暴風半径350kmを記録し、超大型の台風となった。

円山川流域では26日12時過ぎから豪雨となり、特に16時～20時の4時間には毎時20～30mm/hrの降雨が続き、全流域の2日雨量は253mmに達した。

このため円山川の水位は立野地点で既往最高の7.42mに達し、本川鶴岡橋下流では、堤防の決壊はなかったものの、各所に法面崩壊が生じた。出石川では下流部左岸で堤防が決壊、また奈佐川も合流点付近で左右岸ともに堤防が決壊して、氾濫水は豊岡市のほとんど全域に及んだ。

(2) 平成16(2004)年台風23号による被害

円山川流域では、台風の接近に伴い10月20日朝から雨が降り始め、昼過ぎには流域全体で1時間に20～40mmのまとまった豪雨となった。これに伴い円山川・出石川等の河川水位は20日昼過ぎから増え出し、夕方頃に急激な上昇を見せ、台風が最も接近した18時から21時頃に最高位に達した。

現豊岡市での被害は、全壊建物333棟、大規模半壊1,082棟、半壊2,651棟、一部損壊建物292棟、床上浸水545棟、床下浸水3,326棟に及び、兵庫県内における被害の約半数を占めた。

また、人的被害は、死者7人、負傷者51人であった。

台風23号による被害

地域	人的被害				住家被害															
	死者	行方不明者	負傷者		全壊		大規模半壊		半壊		一部損壊		床上浸水							
			重傷	軽傷	損害割合50%～		損害割合40%～50%		損害割合20%～40%				小計		損害割合10%～20%		損害割合～10%		床下浸水	
			人	人	棟	世帯	棟	世帯	棟	世帯	棟	世帯	棟	世帯	棟	世帯	棟	世帯	棟	世帯
旧豊岡市	1		19	27	231	396	849	866	2,081	2,358	200	200	278	309	218	244	60	65	2,208	2,394
旧城崎町					1	1	6	6	139	148	21	21	125	137	68	80	57	57	311	348
旧竹野町											11	11	5	5			5	5	23	23
旧日高町	2		3		55	64	143	143	287	287	8	8	66	66	42	42	24	24	475	475
旧出石町	2		1	1	34	62	77	83	130	137	21	21	53	55	35	37	18	18	145	149
旧但東町	2				12	7	7	6	14	13	31	31	18	15	9	6	9	9	164	154
合計	7	0	23	28	333	530	1,082	1,104	2,651	2,943	292	292	545	587	372	409	173	178	3,326	3,543

第4節 市の概況

第1章 総則

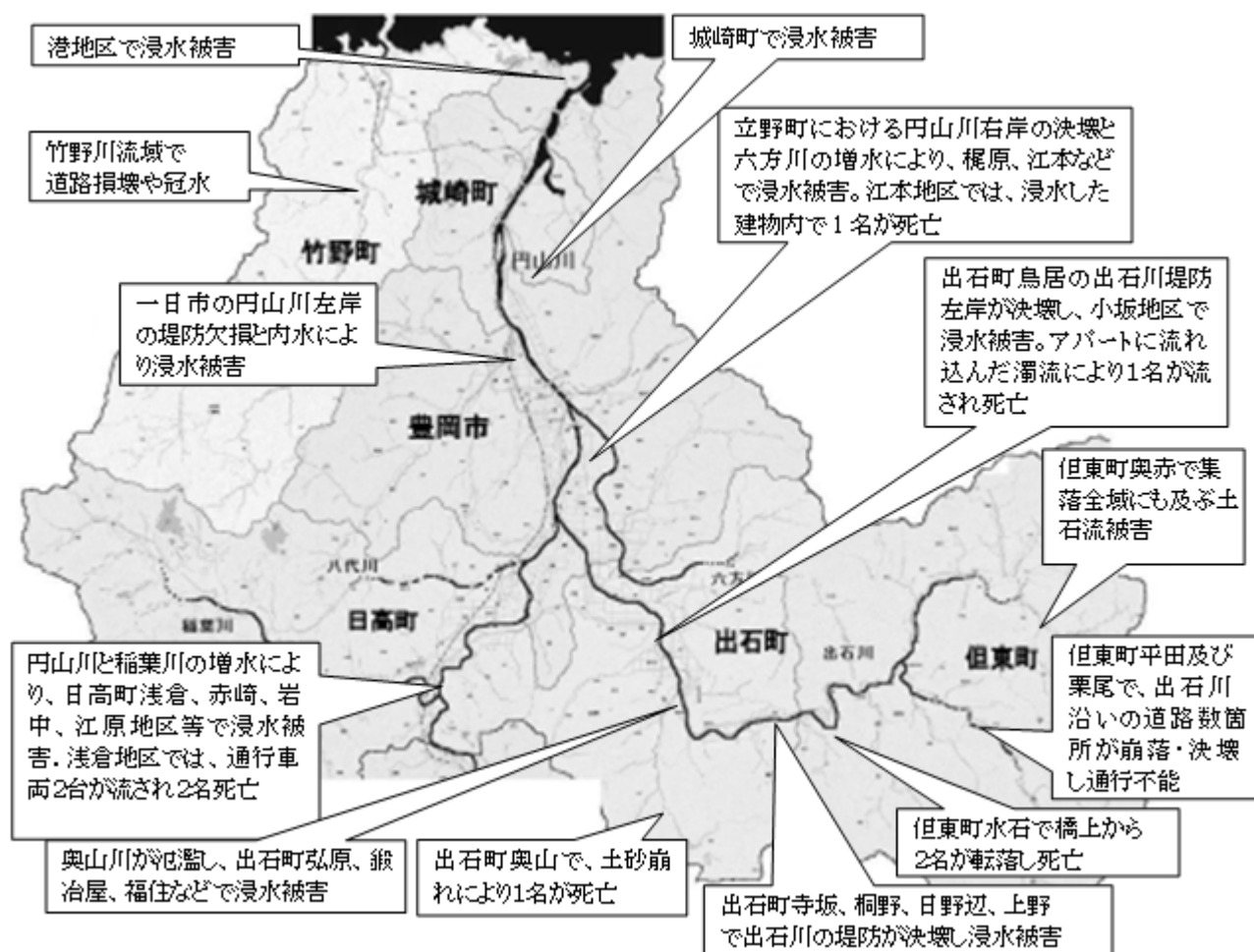
第2章 災害予防

第3章 風水害応急

第4章 地震・津波災害応急

第5章 雪害・大規模事故等災害応急

第6章 災害復旧・復興



平成16年台風23号の被害状況図

第4 被害想定

1 地震被害想定

(1) 想定地震

兵庫県の地震被害想定調査（平成11(1999)年3月）では県内に大きな影響が予想される地震のうち、現時点での発生可能性を考慮して、次の5つの地震を想定した被害予測を行っている。

想定地震	規模(M)	走向(度)	傾斜(度)	長さ(km)	幅(km)	深さ(km)
有馬高槻構造線～六甲断層帯地震	7.7	N80E	90	53	－	0
		N50E	90	25	－	0
山崎断層地震	7.7	N60W	90	51	－	0
		N70W	90	19	－	0
中央構造線地震	8.0	N70E	90	79	－	0
日本海沿岸地震	7.3	N15E	90	10	－	0
南海道地震	8.4	N20E	160	150	120	1
		N20E	170	150	70	10

また、地震の発生時の季節、時刻、風速は次を想定している。

- ・季節 夏、春・秋、冬
- ・風速 3m/s（兵庫県内の各観測所のデータを参照）
- ・時刻 下に示す6つの時間帯

時刻	設定時刻における状況
3～4時	ほとんどの住民が自宅で就寝している。 （建物倒壊による被害が最大となる。）
8～9時	朝のラッシュ時（鉄道事故による被害が最大となる。）
10～11時	午前中のオフィスアワー
12～13時	昼食時（一時的に屋内人口と出火率が増加する。）
16～17時	午後（屋外人口が最大となる。）
18～19時	夕食時（出火件数が最大となる。）

(2) 予測被害

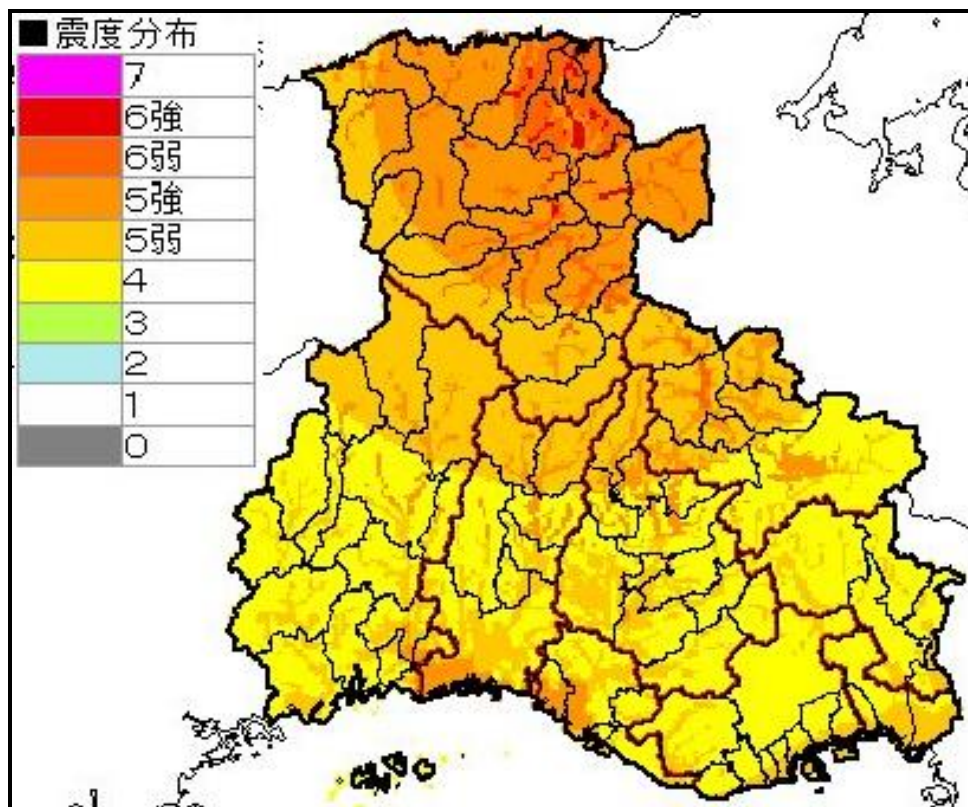
これらの想定地震のうち、豊岡市域で最も被害が大きくなるのは「日本海沿岸地震」の冬18～19時頃の状況である。日本海沿岸地震は大正14(1925)年の北但馬地震の被害状況を考慮し円山川河口（田結断層）から豊岡市に向かう断層を想定したものである。

想定地震の概要は次のとおりである。

想定地震	規模(M)	想定震源地	被害地域
日本海沿岸地震	7.3	但馬海岸付近	但馬地域

震度は豊岡市域全域で5強以上、円山川、竹野川などの河川沿いの低地部で6強～6弱、その周辺の山地部で6弱～5強程度と予測している。

第1章	総則
第2章	災害予防
第3章	風水害応急
第4章	地震・津波災害応急
第5章	雪害・大規模事故等災害応急
第6章	災害復旧・復興



日本海沿岸地震想定予測震度分布図（兵庫県フェニックス防災システムより）

豊岡市域、特に円山川沿いの低地部は市街地や集落で家屋の集中する区域であるだけでなく、地盤が軟弱で家屋の倒壊危険性がより高くそれに伴う火災の危険性が高く、加えて狭い道路幅員の地区では延焼の危険性も増すこと、などの悪条件が重なり北但馬地震災害時と同じような甚大な被害が想定される。

山地部に広く分布する北但層群（第三紀層）分布区域は地すべりの発生しやすい地層であるため、円山川左右岸山地部は地震により地すべりが誘発される懸念がある。

想定地震、条件に基づく想定される被害状況は次のとおりである。人口は平成7（1995）年度国勢調査にもとづく。

地域	建物全半壊数（棟）	死者数（人）	負傷者数（人）	避難者数（人）	炎上出火件数（件）	延焼件数（件）	焼失棟数（棟）
豊岡	1,685	77	329	2,208	4	2	554
城崎	655	19	82	858	1	0	1
竹野	200	2	22	262	1	0	1
日高	593	5	70	777	1	0	1
出石	320	3	39	419	1	0	1
但東	112	1	13	147	1	0	1
合計	3,565	107	555	4,671	9	2	559

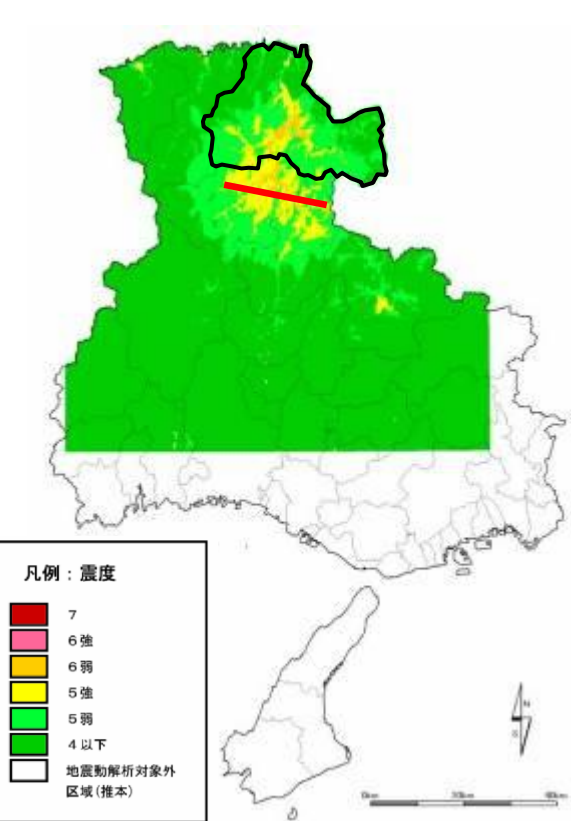
(参考)「内陸型活断層による地震被害想定について」(兵庫県地震被害想定H21～22)

兵庫県では、26の内陸活断層地震及び、どこでも起こりうるM7未満の断層(伏在断層)地震による被害想定を平成21～22年度に実施した。

本市に大きな被害をもたらすと考えられる地震は、内陸活断層地震では養父断層帯地震、山田断層帯(主部)地震、山田断層帯(郷村断層帯)地震及び本市直下の伏在断層による地震であり、これらの地震による被害想定は、次のとおりとなっている。

(1) 養父断層帯地震

養父断層帯地震による最大震度は6弱と想定されており、揺れによる建物倒壊棟数は、全壊約70棟、半壊約1,600棟、建物倒壊による人的被害は、死者数人、負傷者約100人などと想定されている。



養父断層帯地震による被害想定結果

■本市の想定被害
資料：兵庫県 HP

揺れ	全壊	73
	半壊	1,581
液状化	全壊	81
火災	焼失	2

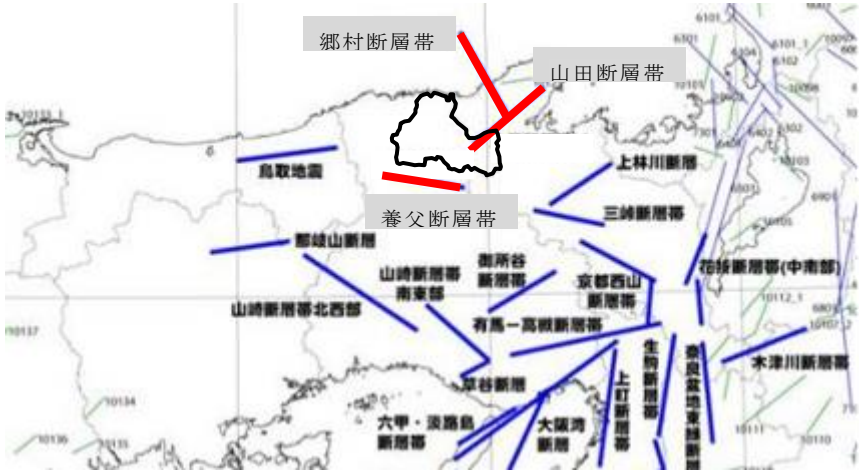
人的被害(人)		
建物倒壊	死者数	5
	負傷者数	102
	重傷者数	3
火災	焼死者数	1
避難者数		1,073

ライフラインの被害		
上水道	断水人口(人)	10,617
下水道	支障人口(人)	2,669
電力	停電件数(件)	587
ガス	供給停止戸数(戸)	0
固定電話	通信支障(回線)	582

がれき発生量		
がれき	発生量(千トン)	132

※建物倒壊による人的被害は、冬早朝5時の場合
※重傷者数は、負傷者数の内数
※上水道断水人口及び下水道支障人口は、1日後

(2) 山田断層帯(主部)地震、山田断層帯(郷村断層帯)地震



第4節 市の概況

第1章 総則

第2章 災害予防

第3章 風水害応急

第4章 地震・津波災害応急

第5章 災害・大規模事故等災害応急

第6章 災害復旧・復興

山田断層帯（主部）地震による最大震度は6強と想定されており、揺れによる建物倒壊棟数は、全壊約1,400棟、半壊約6,600棟、建物倒壊による人的被害は、死者約90人、負傷者約560人などと想定されている。

■山田断層帯（主部）地震による本市の想定被害

	揺れ		液状化	火災
	全壊棟数（棟）	半壊棟数（棟）	全壊棟数（棟）	焼失棟数（棟）
建物被害	1,413	6,617	192	31

	建物倒壊（冬早朝5時）			火災（焼死者数） （冬夕方18時）		建物被害 （全壊・焼失・半壊）による避難者数 （人）
	死者数 （人）	負傷者数 （人）	重傷者数 （人）	風速6m/s 未満（人）	風速6m/s 以上（人）	
人的被害	93	559	43	2	4	5,896

出典：兵庫県HP

また、山田断層帯（郷村断層帯）地震による最大震度は6強と想定されており、揺れによる建物倒壊棟数は、全壊約220棟、半壊約3,100棟、建物倒壊による人的被害は、死者十数人、負傷者約210人などと想定されている。

■山田断層帯（郷村断層帯）地震による本市の想定被害

	揺れ		液状化	火災
	全壊棟数（棟）	半壊棟数（棟）	全壊棟数（棟）	焼失棟数（棟）
建物被害	218	3,062	112	16

	建物倒壊（冬早朝5時）			火災（焼死者数） （冬夕方18時）		建物被害 （全壊・焼失・半壊）による避難者数 （人）
	死者数 （人）	負傷者数 （人）	重傷者数 （人）	風速6m/s 未満（人）	風速6m/s 以上（人）	
人的被害	14	206	6	1	2	2,192

出典：兵庫県HP

(3) 本市直下の伏在断層地震

どこでも起こりうるM7未満の断層（伏在断層）地震のうち、本市直下の伏在断層による地震が発生した場合は、最大震度は7と想定されており、揺れによる建物倒壊棟数は、全壊約8,000棟、半壊約11,500棟、建物倒壊による人的被害は、死者約520人、負傷者約1,600人などと想定されている。

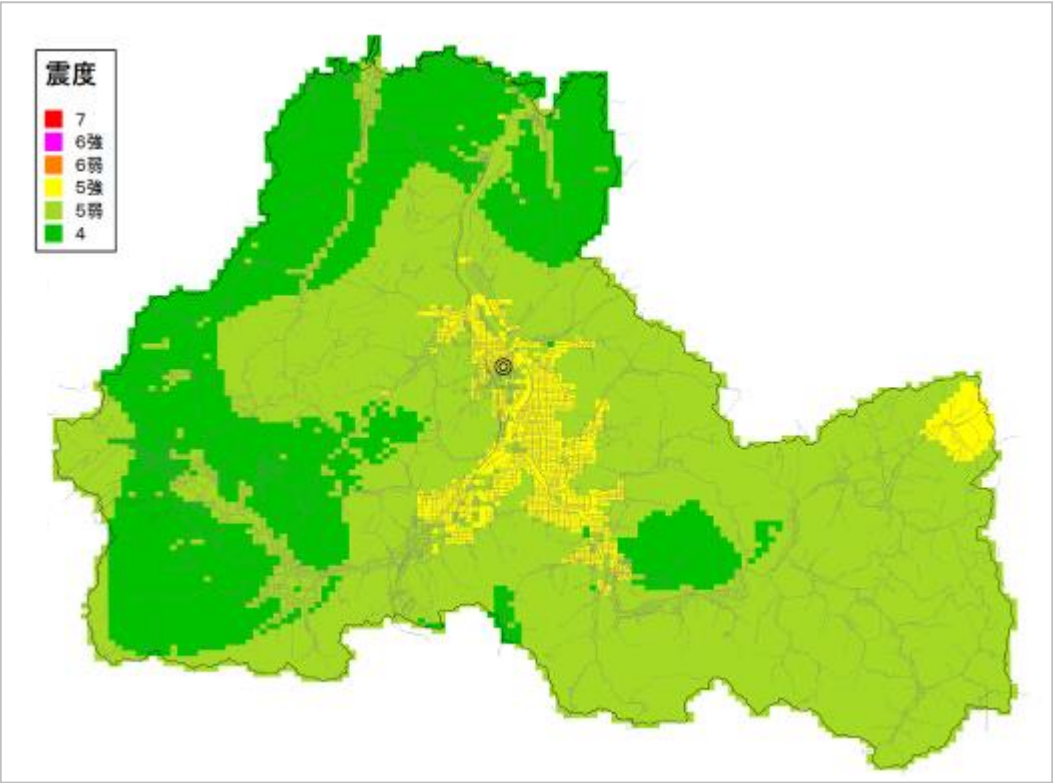
本市直下の伏在断層地震による被害想定結果

建物被害（棟数）				人的被害（人）				
揺れ		液状化	火災	建物倒壊			火災	避難者数
全壊	半壊	全壊	焼失	死者数	負傷者数	重傷者数	焼死者数	
7,998	11,401	288	128	523	1,595	241	16	17,124

※建物倒壊による人的被害は、冬早朝5時の場合、火災による人的被害は、冬夕方18時風速6m/s 以上の場合、避難者数は建物被害によるもの。

(参考)「南海トラフによる地震被害想定について」
(兵庫県南海トラフ巨大地震・津波被害想定 (平成26(2014)年6月3日公表))

兵庫県は、南海トラフを震源とする地震による被害想定を平成25(2013)～26(2014)年度に実施し、平成26(2014)年6月に結果を公表した。
本市では最大震度5強となっており、被害の想定は次の通りとなっている。なお、地震に伴う津波による浸水被害はないという想定結果となっている。



資料：兵庫県南海トラフ巨大地震・津波被害想定 (平成26(2014)年6月3日公表)
南海トラフ地震による震度分布図 (豊岡市)

表 南海トラフ地震による被害想定 (豊岡市)

建物被害 (棟数)						人的被害 (人)		
揺れ		液状化		土砂災害		建物倒壊		
全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	死者数	負傷者数	重傷者数
0	32	14	512	0	1	0	13	0

ライフライン				がれき発生量 (千トン)
断水人口(人)	停電件数(件)	ガス供給停止(戸)	通信支障(回線)	
1,208	0	—	0	2

※建物倒壊による人的被害は、夏12時の場合、重傷者数は、負傷者数の内数。
資料：兵庫県南海トラフ巨大地震・津波被害想定 (平成26(2014)年6月3日公表)

第1章	総則
第2章	災害予防
第3章	風水害応急
第4章	地震・津波災害応急
第5章	雪害・大規模事故等災害応急
第6章	災害復旧・復興

2 津波被害想定

(1) 想定地震

平成23(2011)年3月11日に発生した東日本大震災による甚大な津波を受け、中央防災会議専門調査会では、新たな津波対策の考え方を平成23年9月28日に公表した（東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告）。

その中で、今後の津波対策を構築するにあたっては、基本的に二つのレベルの津波を考える必要があるとされている。

ア 最大クラスの津波（L2津波）

発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波。

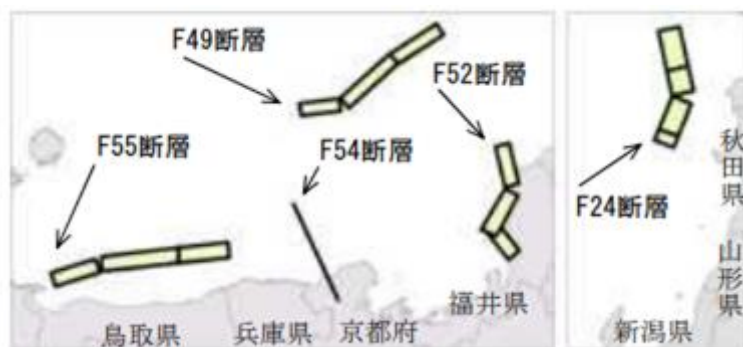
住民避難を柱とした総合防災対策を構築するうえで想定する津波。

イ 比較的発生頻度の高い津波（L1津波）

最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの、大きな被害をもたらす津波。海岸護岸などの構造物によって津波の内陸への侵入を防ぐ海岸保全施設等の建設を行う上で想定する津波。

兵庫県では、「兵庫県防災会議総合部会」において、有識者から科学的・客観的な観点から意見を受け、平成30(2018)年5月に「最大クラスの津波」の浸水想定図を作成した。

国の「日本海における大規模地震に関する調査検討会(H26.9)」が、最大クラスの津波をもたらす断層として日本海に60の断層モデル設定したことから、県ではその中から本県沿岸部に最も津波の影響を及ぼす5断層について、津波浸水シミュレーションを実施し、5断層の浸水域と浸水深のうち最大値を使用した津波浸水想定図を作成している。この5断層以外にも断層はあるが、その各断層による津波は、津波浸水想定図の中に収まる想定である。



(2) 予測津波

ア 計算時間

津波が大方収束するまでとし、12時間を基本とした。

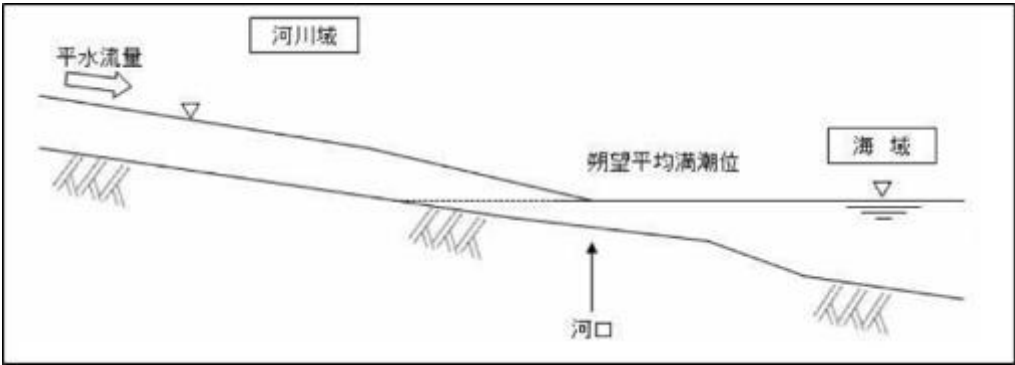
イ 初期水位

(ア) 海域

兵庫県日本海沿岸の朔望平均満潮位の統計値（過去5年間）を用い、T.P. +0.6mとした。

(イ) 河川

平水流量または、沿岸の朔望平均満潮位と同じ水位とした。



- ウ 地震による地殻変動の取扱い
- 地震による地殻変動は、①海域は隆起・沈降を考慮し、②陸域は隆起を考慮せず、沈降のみ考慮した。
- エ 各種構造物の取扱い
- (ア) 河川・海岸等の構造物は、耐震性照査を実施している建物については、調査結果を踏まえて地震動による沈下量を設定し、耐震性照査を実施していない構造物については、震度4以上の場合に、コンクリート構造物は地震と同時に破壊し、盛土構造物については、地震と同時に75%沈下することとしている。
 - (イ) 水門、陸閘等については、耐震性を有し自動化された施設、常時閉鎖の施設以外は解放状態として取り扱うことを基本とする。
 - (ウ) 各種構造物については、地震が発生した時点で沈下し、津波が越流し始めた時点で「破壊する」ものとして取り扱うことを基本とする。

(3) シミュレーションの内容とその結果

最高津波水位、最短到達時間、浸水深別の浸水面積（F54断層による）

	最高津波水位 (T.P.+m)	津波の最短到達時間(分)		浸水面積 (ha)					
		20cm水位上昇	1 m水位上昇	全体	深水深0.3m以上	1 m以上	2 m以上	3 m以上	4 m以上
豊岡市	4.5	10	10	136	93	52	30	14	4

注1) 津波水位は、小数点以下第2位を切り上げ。

注2) 津波水位は、T.P.（東京湾平均海面）で表示

注3) 到達時間は、津波が初期水位よりそれぞれの値分上昇する時間。少数点以下第1位を切り捨て。

注4) 到達時間の20cm水位上昇は、気象庁の津波注意報の発表基準（津波高0.2 mを超え1 m以下）を参考に、水位変動が生じるまでの時間を示した海面変動影響開始時間。

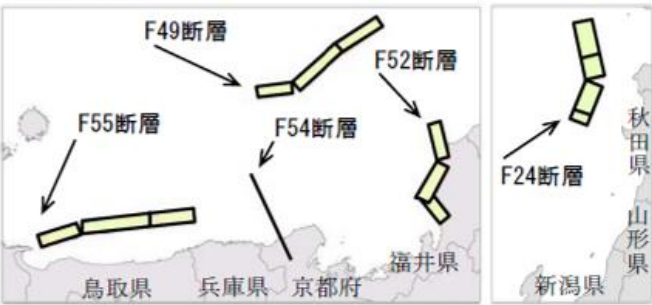
（兵庫県防災会議総合部会の報告書より）

第1章	総則
第2章	災害予防
第3章	風水害応急
第4章	地震・津波災害応急
第5章	雪害・大規模事故等災害応急
第6章	災害復旧・復興

第4節 市の概況

[備考]：シミュレーションに用いた5断層について

(1) 津波浸水想定に使用した断層



(参考) 地震調査研究推進本部地震調査委員会による長期評価等

名称	規模 (Mw)	過去地震や海底地形等	今後30年以内の発生確率及び《平均活動間隔・最新活動時期》
F24	7.9	1983年日本海中部地震の震源断層	相当する「青森県西方沖の地震」は「ほぼ0%」 《平均活動間隔：約500年～1,400年 最新活動時期：1983年》
F49	7.4	隠岐トラフ南東側斜面	—
F52	7.3	甲楽城(かぶらき)断層及びその北方延長部	相当する「柳ヶ瀬(やながせ)・関ヶ原断層帯主部/北部」は「ほぼ0%」 《平均活動間隔：約2,300年～2,700年 最新活動時期：17世紀頃》
F54	7.2	1927年北丹後地震を起こした郷村断層の北方延長部	相当する「山田断層帯(郷村断層帯)」は「ほぼ0%」 《平均活動間隔：約10,000年～15,000年 最新活動時期：1927年》
F55	7.5	鳥取沖の断層	—

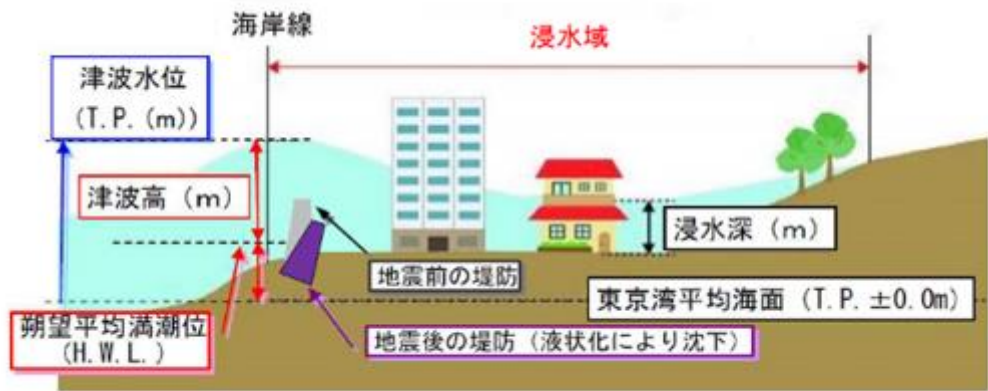
※ 過去地震や海底地形等については、「日本海における大規模地震に関する調査検討会 海底断層ワーキンググループ報告書(H26.8)」による。

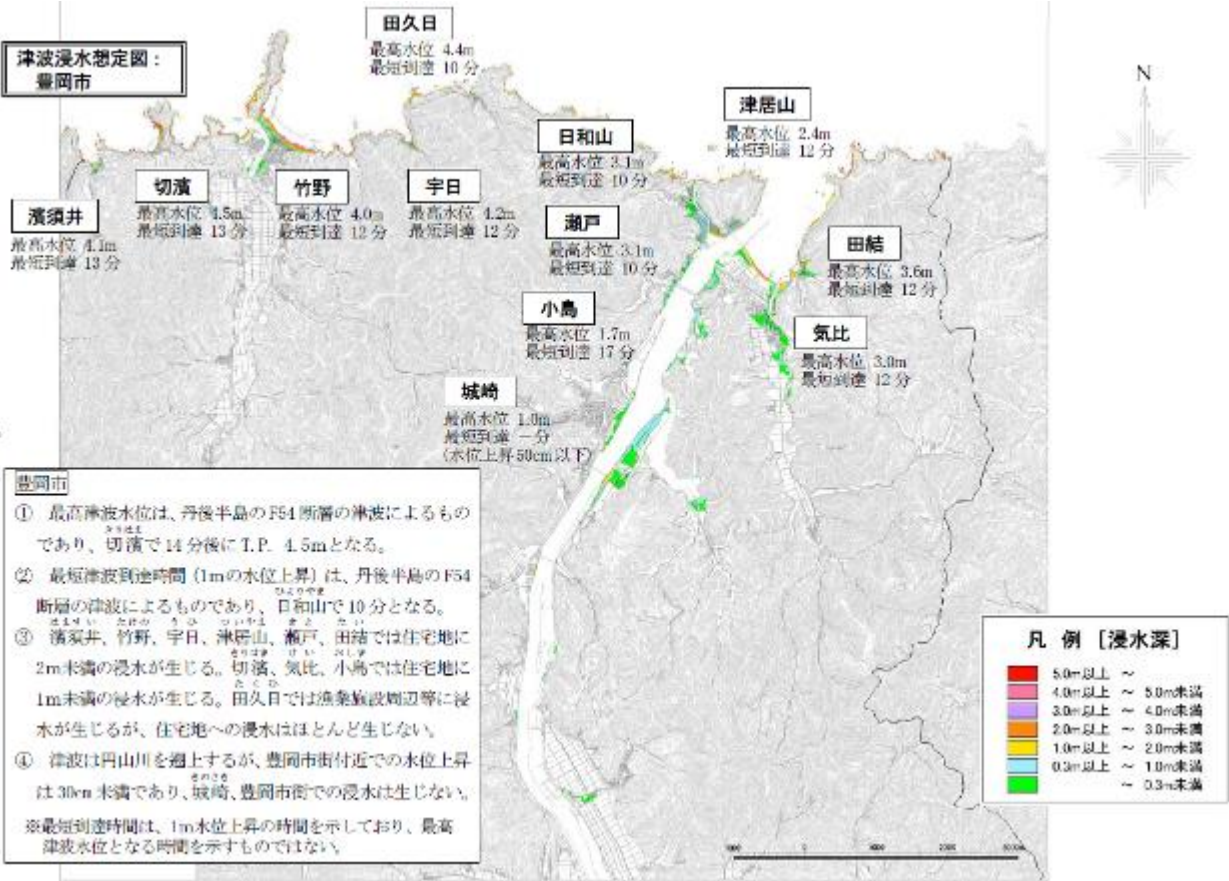
※ 地震発生確率及び平均活動間隔等は、令和4年1月1日時点で地震調査研究推進本部による。F49断層及びF55断層に相当する断層の評価は行われていない。

(兵庫県地域防災計画 第1編第5節地震災害の危険性と被害の特徴より抜粋)

(4) 用語の解説

- ア 浸水域
海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域。
- イ 浸水深
陸上の各地点で水面が最も高い位置にきたときの水面までの高さ。





【主な地区の断層別最高津波水位及び最短到達時間】

地区名		全断層 (最高・最短)	F24断層	F49断層	F52断層	F54断層	F55断層
豊岡市	濱須井	(最高水位) 4.1m (最短到達) 13分	2.8m 105分	2.7m 29分	1.4m —	4.1m 13分	1.3m —
	切濱	(最高水位) 4.5m (最短到達) 13分	2.7m 113分	2.9m 30分	1.5m —	4.5m 13分	1.4m —
	竹野	(最高水位) 4.0m (最短到達) 12分	3.3m 113分	2.9m 29分	1.7m 80分	4.0m 12分	1.5m —
	宇日	(最高水位) 4.2m (最短到達) 12分	3.0m 113分	3.4m 29分	1.8m 79分	4.2m 12分	1.3m —
	田久日	(最高水位) 4.4m (最短到達) 10分	4.4m 100分	3.9m 28分	1.2m —	3.6m 10分	1.1m —
	日和山	(最高水位) 3.1m (最短到達) 10分	1.9m 154分	2.7m 29分	1.2m —	3.1m 10分	1.1m —
	津居山	(最高水位) 2.4m (最短到達) 12分	1.6m 165分	1.9m 32分	1.3m —	2.4m 12分	1.2m —
	瀬戸	(最高水位) 3.1m (最短到達) 10分	2.2m 114分	2.8m 30分	1.3m —	3.1m 10分	1.2m —
	気比	(最高水位) 3.0m (最短到達) 12分	2.8m 143分	2.5m 33分	1.5m —	3.0m 12分	1.5m —
	田結	(最高水位) 3.6m (最短到達) 12分	2.9m 144分	3.0m 34分	1.6m —	3.6m 12分	1.4m —
	小島	(最高水位) 1.7m (最短到達) 17分	1.4m —	1.5m —	1.1m —	1.7m 17分	1.0m —
	城崎	(最高水位) 1.0m (最短到達) —	0.9m —	0.9m —	0.9m —	1.0m —	0.8m —

注1）津波が初期水位（T.P. +0.6m）から1 m上昇する時間を示しており、最高津波水位となる時間を示すものではない。

注2）1 mに達しない場合は、－で表示。

（平成30(2018)年3月5日兵庫県記者発表資料より）

第1章 総則
第2章 災害予防
第3章 風水害応急
第4章 地震・津波災害応急
第5章 雪害・大規模事故等災害応急
第6章 災害復旧・復興

3 洪水浸水想定

(1) 円山川下流、出石川下流（国管理区間※）

国管理区間はすべて豊岡市域内にあり、洪水予報河川に指定されているため、洪水による被害のおそれがあるときは洪水予報が発表される。

洪水浸水想定区域は、河道の整備状況等を勘案して、洪水防御に関する計画の基本となる降雨である概ね100年に1回程度起こる大雨（円山川流域の48時間の総雨量327mm。計画規模）による外水氾濫を想定している。なお、1,000年に1回程度起こる大雨（円山川流域の48時間の総雨量505mm。想定最大規模）では、避難できる安全な場所の確保が難しいため、概ね100年に1回程度起こる大雨の浸水想定を基本とする。

予測された浸水状況は次のとおりである。

ア 円山川：養父市との境界付近～出石川合流点付近

日置橋付近から下流の国府平野の円山川左岸のほとんどで0.5～3.0m以上の浸水のおそれがある。日置橋付近から上流では、左岸は上流に移るにしたがって浸水深は浅く、江原駅付近では0.5m未満となる所もあるが稲葉川合流点付近では3.0m以上となるとところもある。右岸は3.0m以上の所も多い。

イ 円山川：出石川合流点付近～玄武洞付近

河道から山際まで平野のほぼ全域で5.0m以上の浸水のおそれがあり、山際でも2.0～5.0mに達するおそれがある。市街地の桜町付近では5.0mを越える浸水が想定されている。

また、関係機関が多く立地する左岸の市街地でも3.0m以上である。

ウ 円山川：玄武洞付近～河口

結和橋右岸より上流ではほぼ全域が5.0m以上の浸水のおそれがある。

結和橋右岸の下流では3.0m未満のおそれがある。

城崎大橋左岸の城崎温泉内陸部では3.0m未満のおそれがある。

港大橋付近は3.0m未満で、下流に移るほど比較的浅く、瀬戸地区の多くは0.5m未満である。

エ 出石川

出石市街地より下流の水田地帯はほぼ全域で5.0mまでの浸水のおそれがある。市街地は比較的浸水深が浅いものの、大半が3.0m未満である。

※国管理区間

円山川水系 円山川	左岸	日高町浅倉字茶園1024番の1地先から海まで
	右岸	日高町赤崎字開キ1046番地先から海まで
円山川水系 出石川	左岸	出石町鍛冶屋字五反田377番の1地先から円山川合流点まで
	右岸	出石町小人字山椒畑182番地先から円山川合流点まで

想定最大規模による外水氾濫による影響

- ・洪水浸水想定区域図によれば、円山川鶴岡橋下流から奈佐川合流部の下流まで、出石川鶴見橋下流から円山川合流点までの区域のほとんどで浸水深が10m未満。
- ・浸水継続時間は、円山川鶴岡橋下流から奈佐川合流部の下流まで、出石川鶴見橋下流から円山川合流点までの住宅の区域で浸水継続時間が3日未満、他の区域では1週間未満の想定。築堤区域のほとんどが氾濫流による家屋倒壊等の区域である。

(2) 奈佐川下流（国管理区間※）

水位周知河川に指定されているため、避難判断水位が設定され、河川水位が避難判断水位に達した場合は、住民等にその旨が水位又は流量を示して周知される。

洪水浸水想定区域は、概ね100年に1回程度起こる大雨（円山川流域の48時間の総雨量327mm）による外水氾濫を想定している。浸水範囲は、奈佐川左岸では宮井川との合流部付近から円山川の合流部にかけて、右岸下流はJR豊岡駅付近まで拡大するおそれがある。浸水深は、国道178号から岩井川や大浜川との合流部付近で5.0m以上、左岸の円山川との合流部付近で5.0m以上と予想され、その他は概ね3.0m以下と予想される。

※国管理区間

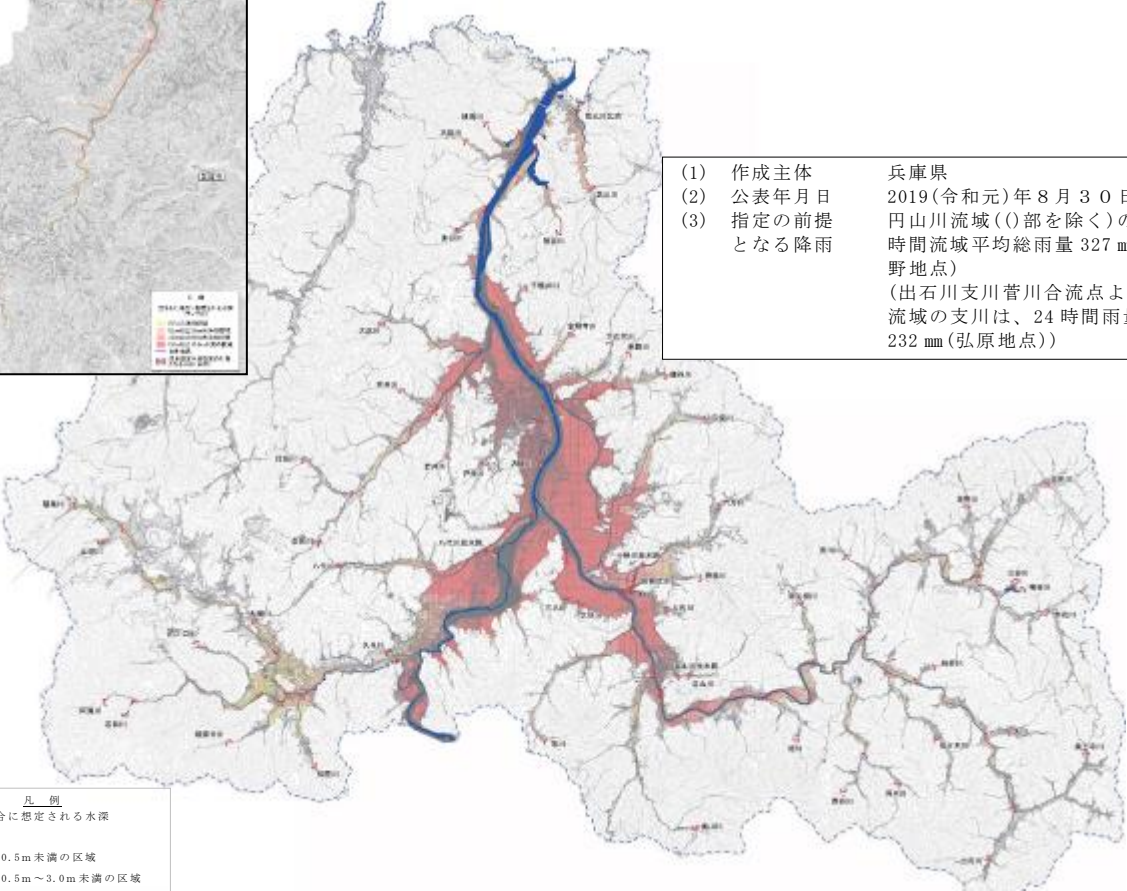
円山川水系 奈佐川	左岸	庄字堂ヶ瀬7番の1地先から円山川合流点まで
	右岸	宮井字カイナ谷1294番地先から円山川合流点まで

竹野川水系



- (1) 作成主体 兵庫県
(2) 公表年月日 2020(令和2)年5月29日
(3) 指定の前提となる降雨 竹野川流域の24時間流域平均総雨量215mm(松本橋地点)

円山川水系



- (1) 作成主体 兵庫県
(2) 公表年月日 2019(令和元)年8月30日
(3) 指定の前提となる降雨 円山川流域(〇部を除く)の48時間流域平均総雨量327mm(立野地点)
(出石川支川菅川合流点より上流域の支川は、24時間雨量232mm(弘原地点))

- 凡例
浸水した場合に想定される水深
(タンク別)
- 0.5m未満の区域
 - 0.5m～3.0m未満の区域
 - 3.0m～5.0m未満の区域
 - 5.0m～10.0m未満の区域
 - 10.0m～20.0m未満の区域
- 市境界
河川等範囲
洪水浸水想定区域の指定の対象となる河川(区域)

第1章 総則	第2章 災害予防	第3章 風水害応急	第4章 地震・津波災害応急	第5章 災害応急	第6章 災害復旧・復興
-----------	-------------	--------------	------------------	-------------	----------------

第4節 市の概況

第1章
総則
第2章
災害予防
第3章
風水害応急
第4章
地震・津波災害応急
第5章
雪害・大規模事故等災害応急
第6章
災害復旧・復興

(3) 奈佐川上流（県管理区間）

水位周知河川に指定されているため、避難判断水位が設定され、河川水位が避難判断水位に達した場合は、住民等にその旨が水位又は流量を示して周知される。

洪水浸水想定区域は、概ね100年に1回程度起こる大雨（円山川流域の48時間総雨量327mm）による外水氾濫を想定している。浸水深は、宮井川との合流部付近の上流及び岩井川合流部付近の上流で最大5.0m、そのほかのところで3.0m以下と予想される。

(4) 大浜川（県管理河川）

洪水浸水想定区域は、概ね100年に1回程度起こる大雨（円山川流域の48時間総雨量327mm）による外水氾濫を想定している。浸水範囲は、岩新橋下流から奈佐川との合流部にかけての川沿いである。浸水深は、岩新橋から亀ヶ崎橋付近で3.0m未満、その他の田の区域では5.0m未満と予想される。

(5) 六方川・鎌谷川・穴見川（県管理河川）

洪水浸水想定区域は、概ね100年に1回程度起こる大雨（円山川流域の48時間総雨量327mm）による外水氾濫を想定している。

六方川では、出石町嶋より下流部の川沿いで概ね5.0m未満の浸水が予想されるが、一部では3.0～5.0mの浸水も予想される。木内橋より下流部は、左岸に10.0m未満の浸水が予想される。

穴見川では、香住橋上流では3.0m未満、香住橋下流から六方川合流点までは、5.0m未満の浸水が予想される。

鎌谷川では、祥雲寺地内で3.0m未満、馬路川合流部から下の宮川合流部で5.0m未満、下の宮川合流部から庄境橋付近では10.0m未満の浸水が予想されている。

(6) 八代川（県管理河川）

浸水想定区域は、概ね100年に1回程度起こる大雨（円山川流域の48時間総雨量327mm）による外水氾濫を想定している。浸水範囲は、大目橋から円山川との合流部にかけての川沿いのほか、左岸下流は豊岡市街地まで、右岸下流は府市場付近まで拡大するおそれがある。浸水深は、川沿いを中心に5.0m未満、その他は概ね3.0m未満と予想されるが、円山川合流部付近では5.0m以上の浸水が予想される。

(7) 稲葉川（県管理河川）

水位周知河川に指定されているため、避難判断水位が設定され、河川水位が避難判断水位に達した場合は、住民等にその旨が水位又は流量を示して周知される。

洪水浸水想定区域は、概ね100年に1回程度起こる大雨（円山川流域の48時間総雨量327mm）による外水氾濫を想定している。

上流の日高町稲葉付近から大岡川との合流部付近にかけては、川沿いを中心に概ね0.5m未満の浸水が予想される。大岡川との合流部付近から道場ダム付近にかけては、川沿いの一部で3.0m未満と予想される。久斗川合流部から円山川合流部では、川沿いを中心に浸水するおそれがある。浸水深は、3.0m未満のところが多いが、合流部にある日高町岩中と日高町浅倉の一带及び川沿いの一部で5.0m以上の浸水が予想される。

(8) 出石川上流（県管理区間）

水位周知河川に指定されているため、避難判断水位が設定され、河川水位が避難判断水位に達した場合は、住民等にその旨が水位又は流量を示して周知される。

第1章 総則
第2章 災害予防
第3章 風水害応急
第4章 地震・津波災害応急
第5章 雪害・大規模事故等災害応急
第6章 災害復旧・復興

洪水浸水想定区域は、概ね30年に1回程度起こる大雨（円山川流域の24時間総雨量232mm）による外水氾濫を想定している。上流部では、但東町平田及び佐々木川合流部付近で最大3.0m未満の浸水が予想されるが、佐々木川合流点下流から但東町矢根にかけては浸水しないと予想される。

但東町矢根から下流は、川沿いを中心に多くの区域で3.0m未満、最大で5.0m未満の浸水が予想される。

(9) 竹野川（県管理河川）

水位周知河川に指定されているため、避難判断水位が設定され、河川水位が避難判断水位に達した場合は、住民等にその旨が水位又は流量を示して周知される。

洪水浸水想定区域は、概ね50年に1回程度起こる大雨（1日の総雨量215mm）による外水氾濫を想定している。上流からJR線との交差部までは、川沿いで最大3.0m以下の浸水が予想されるが、竹野町林付近では浸水しないところも多い。上流からJR線と交差する小丸より南側では、川沿いで最大3.0m以下の浸水が予想されるが、須谷より北側では浸水しないところが多い。

4 高潮浸水想定

津居山港については想定最大規模の高潮が発生した場合（円山川については、洪水による水位上昇の影響が大きいため、洪水時に高潮が発生した場合を想定）の高潮による浸水予測区域図及び平成16年台風による高潮により浸水被害を受けた際の潮位をもとにして、海岸の堤防がなかった場合を想定した浸水想定区域図が作成されている。

- (1) 想定最大外力（モデル台風：伊勢湾台風 コース：第2室戸台風を西に1.1°移動）
河川流量（計画規模（100年確率規模）（最大潮位T.P. + 2.42m）
- (2) 平成16(2004)年台風15号（最大潮位T.P. + 0.89m）
- (3) 平成16(2004)年台風18号（最大潮位T.P. + 0.76m）
- (4) 平成16(2004)年台風23号（最大潮位T.P. + 1.57m）

4つの高潮のうち、最も浸水域が広いのは想定最大規模の高潮である。この想定は、戦後最大規模の台風が、港に最も大きな被害を及ぼすようなルートを進み、かつ台風による高潮の発生が、一年で最も潮位の高い時期の満潮時刻に重なった場合の高潮による浸水域を示すものである。

港地区では浸水区域は盛上橋を越え、瀬戸区の祇園神社周辺にまで及び、主要地方道香美久美浜線をはじめとしてほぼ全域が0.5m～2.0mの浸水が予測され、特に、港橋右岸但馬漁業協同組合津居山支所周辺から瀬戸公民館付近にかけては1.0m～2.0mの浸水が予測される。

津居山区の沿岸部は0.5m未満の浸水が、また、津居山港から円山川河口にかけての沿岸部では0.5m～1.0mの浸水が予測されている区域が多い。

第5 災害危険箇所

1 重要水防箇所・警戒ため池

市内の円山川、出石川、奈佐川、岩井川、宮井川、目坂川、六方川、鎌谷川、馬路川、穴見川、八代川、観音寺川、大岡川、阿瀬川、竹野川等には、水防上特に注意が必要な場所が存在する。

※重要水防箇所と警戒ため池の状況は、資料編に示す。

2 土砂災害（特別）警戒区域等

市内には、砂防事業や治山事業の基礎調査の結果、崖崩れ、地すべり、土石流等が予想される区域に人家等が存在する場所が多数存在する。

また、県により土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、令和4（2022）年12月末時点で土砂災害のおそれのある区域として土砂災害警戒区域が1,846箇所、また、土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれのある区域として土砂災害特別警戒区域が970箇所指定されている。

※土砂災害（特別）警戒区域、土砂災害危険箇所（急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、土石流危険渓流）、山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、地すべり危険地区）、土砂災害（特別）警戒区域の状況は、資料編に示す。

3 雪崩危険箇所

市内には、雪崩防止事業の基礎調査の結果、雪崩が予想される区域に人家等が存在する場所が多数存在する。

※雪崩危険箇所の状況は、資料編に示す。

土砂災害（特別）警戒区域の指定基準

	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
急傾斜地崩壊	○傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域 ○急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域 ○急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域	急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることができる力の大きさを上回る区域
土石流	土石流発生のおそれのある渓流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域	土石流に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることができる力の大きさを上回る区域

	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
地すべり	○地すべり区域(地すべりしている区域または地すべりするおそれのある区域) ○地すべり区域下端から、地すべり地塊の長さに相当する距離(250mを超える場合は、250m)の範囲内の区域	地すべりに伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることができる力の大きさを上回る区域 ※ただし、地すべり地塊に伴って生じた土石等により力が建築物地すべりに係る土砂等の移動等により建物に作用する力の大きさについては、に作用した時から30分間が経過した時に建築物に作用する力の大きさとし、地すべり区域の下端から最大60mの範囲内

土砂災害危険箇所・山地災害危険地区・雪崩危険箇所の定義

土砂災害等の種類	定 義
急傾斜地崩壊危険箇所	傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で人家や公共施設に被害を生じるおそれのある場所(※)
土石流危険渓流	渓流の勾配が3度以上あり、土石流が発生した場合に被害が予想される危険区域に、人家や公共施設がある場所(※)
地すべり危険箇所	地すべりが発生している又は地すべりが発生するおそれがある箇所のうち、河川、道路、公共施設、人家等に被害を与えるおそれのある場所(※)
山腹崩壊危険地区	地形(傾斜、土層厚、溪床勾配等)、地質、林況からみて山腹崩壊等により発生した土砂が土石流となって流出し、人家、公共施設等に被害を与えるおそれのある場所
崩壊土砂流出危険地区	地形(傾斜、土層厚等)、地質、林況からみて山腹崩壊により人家、公共施設等に被害を与えるおそれのある場所
雪崩危険箇所	傾斜度30度以上、高さ10m以上で雪崩による被害想定区域内に人家や公共施設がある場所(※)

※人家や公共施設に被害を与えるおそれのある箇所及び人家や公共施設がない箇所でも、今後宅地開発等により人家や公共施設の立地の可能性のある箇所を含む。

第4節 市の概況

第1章 総則
第2章 災害予防
第3章 風水害応急
第4章 地震・津波災害応急
第5章 雪害・大規模事故等災害応急
第6章 災害復旧・復興